

# 岩手県労働委員会年報

令和2年版

(令和2年1月から令和2年12月の活動状況)

岩手県労働委員会事務局

## は し が き

この年報は、令和2年1月から12月までの1年間に当委員会が取り扱った不当労働行為事件及び調整事件等の処理状況並びに当委員会の活動状況の概要を取りまとめたものです。

この冊子が、より多くの方々に労働委員会の役割についての理解を深めていただける一助となり、また、日頃労働関係の業務に携わっておられる方々に少しでも御参考になれば幸いです。

令和3年3月

岩手県労働委員会事務局



# 目 次

## 第1章 総 説

第1節	労働委員会の組織等	1
1	労働委員会	1
2	委員	1
3	あっせん員候補者	2
4	事務局	3
第2節	労働委員会の活動状況	4
1	会議等	4
2	審査	4
3	調整	4
4	労働委員会の活性化	4
5	月別活動状況	5

## 第2章 会 議

第1節	総 会	8
第2節	公益委員会議	14
第3節	調停委員会	15
第4節	仲裁委員会	15
第5節	小委員会	15
第6節	各種連絡会議	15
1	全国会議	15
2	ブロック会議	16

## 第3章 審 査

第1節	労働組合の資格審査	17
第2節	地方公営企業における非組合員の範囲の認定・告示	17
第3節	不当労働行為事件の審査	18
1	概 況	18
2	審査の目標期間の達成状況	19
3	新規申立ての状況	19
第4節	再審査事件	21
1	概 況	21
第5節	行政訴訟事件	22
1	概 況	22

## 第4章 調 整

第1節	労働争議の調整	23
1	概 況	23

2	新規申請の状況	24
第2節	争議行為予告通知及び実情調査	28
1	争議行為予告通知の概況	28
2	実情調査の概況	28
第3節	個別労働関係紛争のあっせん	29
1	概況	29
2	新規申請の状況	30
3	あっせん事件の概要	33
第4節	労働相談	35
1	労働相談の概況	35
2	出前無料労働相談会及び月例無料労働相談会の開催	36
第5章	労働委員会の活性化	
1	主な取組内容	38
2	今後の取組	38
◆	資料編	
1	不当労働行為(不公正労働行為)事件数	42
2	命令決定事件一覧表	44
3	労働争議の調整事件数	48
4	個別労働関係紛争のあっせん事件数	51
5	第3次 岩手県労働委員会活性化計画	53
6	第3次 岩手県労働委員会活性化計画の取組状況(令和元～3年度)	67

# 第1章 総 説

## 第1節 労働委員会の組織等

### 1 労働委員会

労働委員会は、中立・公正な立場で労使間の紛争解決を図るため、地方自治法及び労働組合法に基づいて県に設置された行政機関である。

### 2 委 員

労働委員会の委員は、公益を代表する者(公益委員)、労働者を代表する者(労働者委員)及び使用者を代表する者(使用者委員)各5人の計15人で構成されている。

各委員は知事が任命し、任期は2年となっている。

労働者委員は労働組合、使用者委員は使用者団体の推薦に基づき任命される。公益委員は、労働者委員及び使用者委員の同意を得て任命される。

#### 第48期委員（任期：令和2.10.1～令和4.9.30）名簿

区分	氏 名	現 職(令和2年12月31日現在)	新任・再任の別 就任年月日
公 益 委 員	◎長谷川 大	弁護士	再 任 平24.10.1
	○太 田 秀 栄	弁護士	再 任 平28.10.1
	本 田 純	特定社会保険労務士	再 任 平26.10.1
	石 堂 淳	岩手県立大学総合政策学部教授	再 任 平30.10.1
	河 合 壘	岩手大学人文社会科学部准教授	新 任 令2.10.1
労 働 者 委 員	鈴木 圭	日本労働組合総連合会岩手県連合会会長代行	再 任 平26.10.1
	原 利 光	JAM北東北青森岩手県連絡会事務局長	再 任 平28.10.1
	山 岸 伸 行	全日通労働組合岩手支部執行委員長	再 任 平30.10.1
	佐 藤 伸 一	日本労働組合総連合会岩手県連合会事務局長	新 任 令2.10.1
	吉 田 信	UAゼンセン岩手県支部支部長	新 任 令2.10.1
使 用 者 委 員	中 村 一 郎	三陸鉄道株式会社代表取締役社長	再 任 平28.10.1
	平 野 佳 則	株式会社平金商店代表取締役	再 任 平28.10.1
	西 村 豊	一般社団法人岩手県経営者協会専務理事	再 任 平30.10.1
	松 川 顕	盛岡ガス株式会社常務取締役	再 任 平30.10.1
	柴 田 千 春	第一商事株式会社常務取締役	新 任 令2.10.1

(注) ◎は会長 ○は会長代理

### 3 あっせん員候補者

労働関係調整法第10条及び個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例第5条の規定に基づき、労働争議等のあっせんに備えて、あっせん員候補者を委嘱することとされている。

当委員会におけるあっせん員候補者は、「岩手県労働委員会あっせん員候補者規程」(昭和53年3月31日地方労働委員会訓令第2号)により、次に掲げる者のうちから委嘱している。

- (1) 委員会の委員
- (2) 委員会の事務局の事務局長、総括課長、特命課長、主任主査、副主任幹及び主査(調整を担当する者に限る。)
- (3) 岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室労働課長並びに主任主査及び主査(労働を担当する者に限る。)

#### あっせん員候補者名簿

- ・労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第10条のあっせん員候補者
- ・個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例(平成14年岩手県条例第50号)第5条のあっせん員候補者

(令和2年12月31現在)

氏名	現職	委嘱年月日	
		労調法第10条関係	個別紛争解決条例第5条関係
長谷川 大	労働委員会公益委員	令2.10.1	令2.10.1
太田 秀栄	労働委員会公益委員	令2.10.1	令2.10.1
本田 純	労働委員会公益委員	令2.10.1	令2.10.1
石堂 淳	労働委員会公益委員	令2.10.1	令2.10.1
河合 墨	労働委員会公益委員	令2.10.1	令2.10.1
鈴木 圭	労働委員会労働者委員	令2.10.1	令2.10.1
原 利光	労働委員会労働者委員	令2.10.1	令2.10.1
山岸 伸行	労働委員会労働者委員	令2.10.1	令2.10.1
佐藤 伸一	労働委員会労働者委員	令2.10.1	令2.10.1
吉田 信	労働委員会労働者委員	令2.10.1	令2.10.1
中村 一郎	労働委員会使用者委員	令2.10.1	令2.10.1
平野 佳則	労働委員会使用者委員	令2.10.1	令2.10.1
西村 豊	労働委員会使用者委員	令2.10.1	令2.10.1
松川 顕	労働委員会使用者委員	令2.10.1	令2.10.1
柴田 千春	労働委員会使用者委員	令2.10.1	令2.10.1

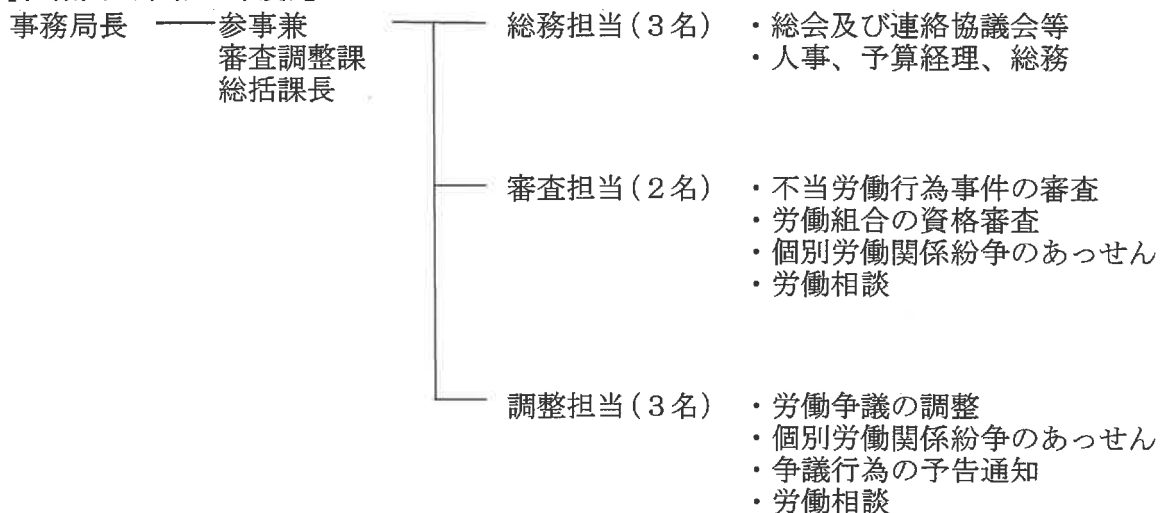
氏名	現職	委嘱年月日	
		労調法第10条関係	個別紛争解決条例第5条関係
井上 馨	労働委員会事務局長	平30.4.27	平30.4.27
蛇口 秀人	労働委員会事務局参事兼審査調整課総括課長	平31.4.26	平31.4.26
菊池 眞吾	労働委員会事務局審査調整課主査	平31.4.26	平31.4.26
金野 賢治	商工労働観光部定住推進・雇用労働室労働課長	平31.4.26	平31.4.26

#### 4 事務局

労働委員会に関する事務を行うために事務局を置き、知事が会長の同意を得てその組織を定め、職員を任命することとされている。

当委員会の事務局の組織は、平成16年4月から、それまでの2課から1課3担当に移行し、令和2年度における職員数は10人である（岩手県職員定数条例上は14人）。

##### 【組織図（令和2年度）】



（総務）

電話 019-629-6271・6275

FAX 019-629-6274

（審査・調整）

電話 019-629-6276・6277

住所 020-0021 岩手県盛岡市中央通1-7-25  
朝日生命盛岡中央通ビル3階



## 第2節 労働委員会の活動状況

### 1 会議等

令和2年は、第47期委員（9月まで）及び第48期委員（10月から）により運営され、総会を14回、公益委員会議を2回開催した。

また、全国及び北海道・東北地区の連絡協議会の総会等に参加し、各労働委員会相互の連絡及び事務処理について必要な調査研究、情報交換等を行った。

### 2 審査

(1) 労働組合資格審査の取扱件数は、前年からの繰越しはなく新規申請が15件であり、申請理由は全て委員候補者推薦に関する事項であった。

終結状況は、全て適合の決定をした。

(2) 不当労働行為事件の取扱件数は、新規申立てがなく、令和3年への繰越しもなかった。

なお、当委員会を初審とする中央労働委員会における再審査事件はなかった。

### 3 調整

(1) 労働争議の調整事件の取扱件数は、前年からの繰越し、新規申請共になかった。

(2) 当委員会が受け付けた争議行為予告通知の件数は、2件であった。業種別内訳は、いずれも医療・公衆衛生事業である。争議行為予告通知があったものについて実情調査を行った延べ件数は、30件であった。

(3) 個別労働関係紛争のあっせん取扱件数は、前年からの繰越し1件、新規申請が2件であった。終結状況は、解決が3件であった。

(4) 当委員会に寄せられた労働相談件数は、376件であった。相談内容別では、「賃金・手当」や「パワハラ・嫌がらせ」に関する相談が多かった。

### 4 労働委員会の活性化

令和2年は、平成30年度に策定した第3次労働委員会活性化計画（令和元年度～令和3年度）に基づいて活動した。

労働委員会制度の認知度向上等の取組としては、ホームページや県広報媒体の活用のほか、JR盛岡駅でのポスター掲示などにより情報発信の拡充を図った。

また、審査・あっせん等終結事案研修会を開催するなど委員及び事務局職員の資質の向上に努めた。

さらに、岩手労働局と合同労働相談会を開催し、関係機関との連携を図った。

なお、令和2年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、予定していた取組のうち一部（本県で開催予定であった東北地区労使関係セミナー、他委員会の審問見学等）が中止になった。

## 5 月別活動状況

月	日	内 容
1	8 24 24	出前講座（岩手大学人文社会科学部） 月例無料労働相談会 第1443回定例総会
2	21 21 21 22	月例無料労働相談会 第45回活性化検討委員会 第1444回定例総会 出前無料労働相談会（盛岡市）
3	1 27 27 27	出前無料労働相談会（久慈市） 月例無料労働相談会 第1445回定例総会 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会研修課題説明会
4	8 20 24 24 30	令和元年（個）第1号個別労働関係紛争あっせん事件 第1回あっせん終結（解決） 令和2年（個）第1号個別労働関係紛争あっせん事件 申請書受付 月例無料労働相談会 第1446回定例総会 北海道・東北ブロック労働委員会労働者委員連絡協議会幹事会（書面開催）
5	22 22 27	月例無料労働相談会 第1447回定例総会 北海道・東北ブロック労働者委員連絡協議会総会（書面開催）
6	4 4 4 8 11 12 14 21 23 26 26 26 28	北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会（書面開催） 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会会長連絡会議（書面開催） 北海道及び東北六県労働委員会事務局長連絡会議（山形県）中止 労働委員会事務局職員中央研修（DVD視聴） 全国労働委員会事務局長連絡会議（愛媛県）中止 全国労働委員会会長連絡会議（愛媛県）中止 出前無料労働相談会（北上市） 出前無料労働相談会（釜石市、二戸市） 令和2年（個）第1号個別労働関係紛争あっせん事件 第1回あっせん終結（解決） 月例無料労働相談会 第1448回定例総会 審査・あっせん等終結事案研修会 出前無料労働相談会（奥州市、大船渡市）
7	17 22	出前無料労働相談会（矢巾町） 労働契約等解説セミナー（WEB開催）

月	日	内 容
	27	労働契約等解説セミナー（WEB開催）
	27	月例無料労働相談会
	27	第1449回定例総会
	27	審査・あっせん等終結事案研修会
	27	第684回公益委員会議
8	7	労働契約等解説セミナー（WEB開催）
	21	月例無料労働相談会
	21	第1450回定例総会
	21	北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会課題説明
	27	北海道・東北六県労働委員会事務局連絡会審査・調整課長連絡会議（書面開催）
	28	令和2年（個）第2号個別労働関係紛争あっせん事件 申請書受付
9	14	東北地区労使関係セミナー（岩手県）中止
	28	月例無料労働相談会
	28	第1451回定例総会
	28	北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会研修課題勉強会
10	1	岩手県労働行政功労者表彰式
	1	第1452回臨時総会
	1	第1453回臨時総会
	2	令和2年（個）第2号個別労働関係紛争あっせん事件 第1回あっせん終結（解決）
	4	岩手労働局等との関係機関合同労働相談会（盛岡市）
	8	出前講座（岩手県立大学）
	22	北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会（書面開催）
	30	月例無料労働相談会
	30	第47回活性化検討委員会
	30	第1454回定例総会
	30	審査・あっせん等終結事案研修会
	31	出前無料労働相談会（遠野市、宮古市）
11	6	個別労働紛争解決研修（応用研修）（～7日宮城県）
	8	出前無料労働相談会（一関市、久慈市）
	9	労働委員会事務局職員専門研修（審査）（～13日埼玉県）中止
	11	個別労働紛争解決研修（応用研修）（～12日東京都）
	19	第75回全国労働委員会連絡協議会総会（～20日WEB開催）
	25	出前講座（岩手県立大迫高等学校）
	26	全国労働委員会事務局審査主管課長会議（WEB開催）
	26	全国労働委員会事務局調整主管課長会議（WEB開催）
	26	労働契約等解説セミナー（盛岡市）

月	日	内 容
	27	月例無料労働相談会
	27	第1455回定例総会
	27	個別労働紛争解決研修（応用研修）報告
12	3	公労使委員個別紛争専門研修（東京都・WEB開催）
	9	出前講座（岩手県立一関工業高等学校）
	16	出前講座（岩手県立大学盛岡短期大学部）
	18	出前講座（一般社団法人岩手県経営者協会）
	25	月例無料労働相談会
	25	第1456回定例総会
	25	公労使委員個別紛争専門研修報告

## 第 2 章 会 議

### 第 1 節 総 会

労働委員会の総会は委員全員で行う会議であり、労働委員会規則第 5 条第 1 項に規定する事項を審議決定するほか、公益委員会議の決定事項の報告、あっせん、調停及び仲裁に関する報告等委員会の活動を総合的に把握し、適切な運営を期するために行われる。

当委員会においては、原則として毎月第 4 金曜日を定例日として開催するほか、必要に応じて臨時に開催することとしている。

令和 2 年は、14 回開催され、その概況は次のとおりである。

回	開催月日	出席委員及び付議事項	
1443	1. 24	出席委員	(公) 宮本、長谷川、本田、石堂 (労) 八幡、原、石川、山岸 (使) 大里、中村、平野、西村
		1 議事 (1) 付議事項 ア 報告事項 (ア) 不当労働行為事件の審査の目標期間の達成状況について (令和元年) (イ) 令和元年 (個) 第 1 号個別労働関係紛争あっせん経緯について (ウ) 争議行為の予告通知について イ 協議事項 (ア) 第 75 回全国労働委員会連絡協議会総会における議題 (案) の提出について (2) その他 ア 令和 2 年度岩手県労働委員会総会・諸会議等実施計画 (案) について イ 令和 2 年度岩手県労働委員会諸会議出席予定委員 (案) について ウ 令和 2 年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会「総会」及び「会長連絡会議」の開催について エ 労働相談の概要報告について オ 出前講座 (12 月 23 日・1 月 8 日開催分) の報告及び今後の開催予定について	
1444	2. 21	出席委員	(公) 宮本、長谷川、本田、太田、石堂 (労) 八幡、鈴木、原、石川、山岸 (使) 大里、中村、平野、西村、松川

回	開催月日	出席委員及び付議事項	
		<p>1 議事</p> <p>(1) 付議事項</p> <p>ア 報告事項</p> <p>(ア) 令和元年(個)第1号個別労働関係紛争あっせん経緯について</p> <p>(イ) 争議行為の予告通知について</p> <p>(2) その他</p> <p>ア 第45回労働委員会活性化検討委員会における検討結果の報告について</p> <p>イ 令和2年度岩手県労働委員会総会・諸会議等実施計画(案)について</p> <p>ウ 令和2年度岩手県労働委員会諸会議出席予定委員(案)について</p> <p>エ 令和2年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会「総会」及び「会長連絡会議」の開催について</p> <p>オ 労働相談の概要報告について</p> <p>カ 労働関係統計について</p>	
1445	3.27	出席委員	<p>(公) 宮本、長谷川、本田、太田、石堂</p> <p>(労) 八幡、鈴木、原、石川、山岸</p> <p>(使) 大里、中村、西村、松川</p>
		<p>1 議事</p> <p>(1) 付議事項</p> <p>ア 報告事項</p> <p>(ア) 令和元年(個)第1号個別労働関係紛争あっせん経緯について</p> <p>(イ) 争議行為の予告通知について</p> <p>(2) その他</p> <p>ア 令和2年度岩手県労働委員会総会・諸会議等実施計画(案)について</p> <p>イ 令和2年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会の研修課題について</p> <p>ウ 労働相談の概要報告について</p> <p>エ 第4回今後の労働委員会の在り方検討小委員会について</p> <p>オ 審査・調整関係事務処理マニュアル等の改正について</p>	
1446	4.24	出席委員	<p>(公) 宮本、長谷川、本田、太田、石堂</p> <p>(労) 八幡、鈴木、原、石川、山岸</p> <p>(使) 大里、中村、平野、西村、松川</p>

回	開催月日	出席委員及び付議事項	
		<p>1 議事</p> <p>(1) 付議事項</p> <p>ア 審議事項</p> <p>(ア) 令和2年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会「総会」及び「会長連絡会議」の開催について</p> <p>イ 報告事項</p> <p>(ア) 令和元年(個)第1号個別労働関係紛争あっせん の終結について</p> <p>(イ) 令和2年(個)第1号個別労働関係紛争あっせん 申請について</p> <p>(ウ) 争議行為の予告通知について</p> <p>(2) その他</p> <p>ア 労働相談の概要報告について</p> <p>イ 令和2年度労働委員会事務局業務方針について</p>	
1447	5.22	出席委員	<p>(公) 宮本、長谷川、本田、太田、石堂</p> <p>(労) 八幡、鈴木、原、石川、山岸</p> <p>(使) 大里、中村、平野、西村、松川</p>
		<p>1 議事</p> <p>(1) 付議事項</p> <p>ア 審議事項</p> <p>(ア) 令和2年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会会長連絡会議の議題について</p> <p>(イ) 令和2年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会の議題について</p> <p>イ 報告事項</p> <p>(ア) 令和2年度(個)第1号個別労働紛争あっせん経緯について</p> <p>(イ) 争議行為の予告通知について</p> <p>(2) その他</p> <p>ア 労働相談の概要報告について</p> <p>イ 労働関係統計について</p>	
1448	6.26	出席委員	<p>(公) 宮本、長谷川、本田、太田、石堂</p> <p>(労) 八幡、鈴木、原、石川、山岸</p> <p>(使) 大里、中村、平野、西村、松川</p>

回	開催月日	出席委員及び付議事項	
		<p>1 議事</p> <p>(1) 付議事項</p> <p>ア 報告事項</p> <p>(ア) 令和2年(個)第1号個別労働関係紛争あっせんの終結について</p> <p>(イ) 争議行為の予告通知について</p> <p>(2) その他</p> <p>ア 第46回労働委員会活性化検討委員会における検討結果の報告について</p> <p>イ 労働相談の概要報告について</p> <p>ウ 第48期岩手県労働委員会委員の候補者の推薦を求めることについて</p> <p>エ 令和2年度東北地区労使関係セミナーについて</p>	
1449	7.27	出席委員	<p>(公) 宮本、長谷川、本田、太田、石堂</p> <p>(労) 鈴木、原、石川、山岸</p> <p>(使) 大里、中村、平野、西村、松川</p>
		<p>1 議事</p> <p>(1) 付議事項</p> <p>ア 報告事項</p> <p>(ア) 争議行為の予告通知について</p> <p>(2) その他</p> <p>ア 令和2年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会の開催について</p> <p>イ 労働相談の概要報告について</p>	
1450	8.21	出席委員	<p>(公) 宮本、長谷川、本田、太田、石堂</p> <p>(労) 鈴木、原、石川、山岸</p> <p>(使) 大里、中村、平野、西村、松川</p>
		<p>1 議事</p> <p>(1) 付議事項</p> <p>ア 報告事項</p> <p>(ア) 第684回公益委員会議の報告について</p> <p>(イ) 争議行為の予告通知について</p> <p>(2) その他</p> <p>ア 労働相談の概要報告について</p> <p>イ 労働関係統計について</p>	
1451	9.28	出席委員	<p>(公) 宮本、長谷川、本田、太田、石堂</p> <p>(労) 鈴木、原、石川、山岸、</p> <p>(使) 大里、中村、平野、西村、松川</p>



回	開催月日	出席委員及び付議事項	
		<p>1 議事</p> <p>(1) 付議事項</p> <p>ア 報告事項</p> <p>(ア) 令和2年(個)第2号個別労働関係紛争あっせん申請について</p> <p>(2) その他</p> <p>ア 労働相談の概要報告について</p> <p>イ 第75回全国労働委員会連絡協議会総会の開催について</p>	
1452	10. 1	出席委員	<p>(公) 長谷川、太田、本田、石堂、河合</p> <p>(労) 鈴木、原、山岸、佐藤、吉田</p> <p>(使) 中村、平野、西村、松川、柴田</p>
		<p>1 議事</p> <p>(1) 付議事項</p> <p>ア 審議事項</p> <p>(ア) 会長及び会長代理の選出について</p>	
1453	10. 1	出席委員	<p>(公) 長谷川、太田、本田、石堂、河合</p> <p>(労) 鈴木、原、山岸、佐藤、吉田</p> <p>(使) 中村、平野、西村、松川、柴田</p>
		<p>1 議事</p> <p>(1) 付議事項</p> <p>ア 審議事項</p> <p>(ア) あっせん員候補者の委嘱について</p> <p>イ 承認事項</p> <p>(ア) 令和2年度岩手県労働委員会総会及び諸会議実施計画表(案)について</p> <p>ウ 報告事項</p> <p>(ア) 岩手県労働委員会運営規程に基づく幹事及び活性化検討委員会委員について</p> <p>(2) その他</p> <p>ア 岩手県労働委員会委員親交会規約に基づく幹事について</p>	
1454	10. 30	出席委員	<p>(公) 長谷川、太田、本田、石堂、河合</p> <p>(労) 鈴木、原、山岸、佐藤、吉田</p> <p>(使) 中村、平野、西村、松川、柴田</p>

回	開催月日	出席委員及び付議事項	
		<p>1 議事</p> <p>(1) 付議事項</p> <p>ア 報告事項</p> <p>(ア) 令和2年(個)第2号個別労働関係紛争あっせん事件の終結について</p> <p>(イ) 争議行為の予告通知について</p> <p>(2) その他</p> <p>ア 第47回労働委員会活性化検討委員会における検討結果の報告について</p> <p>イ 出前講座(10月8日開催分)の報告及び今後の開催予定について</p> <p>ウ 労働相談の概要報告について</p>	
1455	11.27	出席委員	<p>(公) 長谷川、太田、本田、石堂、河合</p> <p>(労) 鈴木、原、山岸、佐藤、吉田</p> <p>(使) 中村、平野、西村、松川、柴田</p>
		<p>1 議事</p> <p>(1) 付議事項</p> <p>ア 報告事項</p> <p>(ア) 争議行為の予告通知について</p> <p>(2) その他</p> <p>ア 第75回全国労働委員会連絡協議会総会の概要について(Web開催)</p> <p>イ 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会の研修課題の取りまとめ報告について</p> <p>ウ 労働相談の概要報告について</p> <p>エ 労働関係統計について</p>	
1456	12.25	出席委員	<p>(公) 長谷川、太田、本田、石堂、河合</p> <p>(労) 鈴木、原、山岸、佐藤、吉田</p> <p>(使) 中村、平野、西村、松川、柴田</p>
		<p>1 議事</p> <p>(1) 付議事項</p> <p>ア 報告事項</p> <p>(ア) 争議行為の予告通知について</p> <p>(2) その他</p> <p>ア 労働相談の概要報告について</p> <p>イ 出前講座(11月25日、12月9日、12月16日、12月18日開催分)の報告及び今後の開催予定について</p>	

## 第2節 公益委員会議

公益委員会議は、労働組合法第24条第1項及び地方公営企業等の労働関係に関する法律第16条の2の規定による準司法的、判定的機能を果たすため、公益委員のみで行う会議である。

この会議は、労働委員会規則第8条第1項の規定により会長が必要に応じて招集し、開催することとされており、令和2年は1回開催された。その概況は、次のとおりである。

回	開催 月日	出席委員及び付議事項等		結 果
684	7.27	出席委員	宮本、長谷川、本田、太田、石堂	適合決定
		付議事項 第48期岩手県労働委員会労働者委員候補者推薦に伴う労働組合の資格審査について		

### 第3節 調停委員会

調停委員会は、労働関係調整法第19条の規定により、会長が指名する公・労・使各側代表委員又は特別調整委員で構成される会議で、労働争議の調停に当たるものである。

令和2年は、設置されなかった。

### 第4節 仲裁委員会

仲裁委員会は、労働関係調整法第31条の規定により、公益委員又は特別調整委員の中から、関係当事者が合意により選定した者につき、会長が指名する3人の委員で構成される会議で、労働争議の仲裁に当たるものである。

令和2年は、設置されなかった。

### 第5節 小委員会

小委員会は、労働委員会規則第5条の規定に基づき、会長が指名した委員で構成される会議で、総会の付議事項中特定の事項について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うものである。

令和2年は、設置されなかった。

### 第6節 各種連絡会議

労働委員会規則第86条の規定に基づき、委員会相互の連絡を密にし、その事務処理について必要な統一と調整を図るため、公・労・使委員の三者構成による連絡協議会並びに会長及び事務局長等の連絡会議が設けられており、全国、ブロックに分かれて開催されている。

令和2年における各種連絡会議の概況は、次のとおりである。

#### 1 全国会議

##### (1) 第75回全国労働委員会連絡協議会総会

① 期日・場所 令和2年11月19日～20日 (WEB開催)

② 出席委員 (公)長谷川・太田 (労)鈴木・原 (使)西村・松川

##### ③ 議 題

第1議題 「同一の労働者からの複数回にわたり申請される個別労働紛争あっせんへの対応について」 (関東ブロック公労使提案)

第2議題 「労働委員会に置けるIT化に向けた取組等について」 (中国・四国ブロック公労使提案)

第3議題 「不当労働行為事件の偏在に伴う課題への対応策について」 (近畿ブロック公労使提案)

##### ④ 講 演

「労働紛争の解決と労働委員会の役割」(前中央労働委員会会長 山川 隆一 氏)

## 2 ブロック会議

### (1) 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会

① 期日 令和2年6月4日 (書面開催)

② 議 題

議題1 第75回全国労働委員会連絡協議会総会へブロックとして提出する議題について (連絡協議会)

議題2 令和元年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会決算について (連絡協議会)

議題3 令和2年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会予算(案)について (連絡協議会)

議題4 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会会長及び副会長の選任について (連絡協議会)

議題5 次期全国労働委員会連絡協議会運営委員の選出について (連絡協議会)

議題6 令和3年度総会及び研修会の開催時期及び開催地について (連絡協議会)

議題7 令和元年(平成31年)取扱事件とその傾向及び特異事件について (各道県労働委員会)

④ 研 修

研修課題1 「登録型派遣社員が加入した合同労組が申し入れた団体交渉における派遣先、派遣元の使用者性について」

研修課題2 「有期契約職員に係る解雇に関するあっせん事案への対応について」

### (2) 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会

① 期日 令和2年10月22日 (書面開催)

② 出席委員 (公)長谷川・本田 (労)原・山岸 (使)中村・平野

③ 研 修

研修課題1 「不当労働行為救済申立事件において被申立人が一切対応しない場合の労働委員会としての対応について」

研修課題2 「職務上の能力不足を理由とした解雇に関するあっせん事案への対応について」

### 第3章 審 査

#### 第1節 労働組合の資格審査

労働組合法第5条の規定による最近5か年の労働組合の資格審査の取扱状況は、3-1表のとおりである。

令和2年は、前年からの繰越しはなく新規申請が15件であり、全て委員候補者推薦を理由とする申請であった。

終結状況は、全て適合の決定をした。

(3-1表) 労働組合資格審査の取扱状況

年次	取 扱 件 数						補 正 勧 告	終 結 件 数					次 年 繰 越 し 件 数
	前 年 繰 越 し	新 規 申 請				合 計		適 合	打 切 り	取 下 げ	不 適 合	合 計	
		委 員 候 補 者 推 薦	不 当 労 働 行 為	法 人 登 記	計								
(平成) 28	1	15	—	—	15	16	—	16	—	—	—	16	—
29	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
30	—	14	—	—	14	14	—	14	—	—	—	14	—
(令和) 元	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	—	15	—	—	15	15	—	15	—	—	—	15	—

#### 第2節 地方公営企業における非組合員の範囲の認定・告示

地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定・告示について、令和2年に当委員会が認定・告示を行った事案はなかった。

### 第3節 不当労働行為事件の審査

#### 1 概 況

労働組合法第27条及び地方公営企業等の労働関係に関する法律第4条の規定による最近5か年の不当労働行為事件の取扱状況は、3-2表のとおりである。

令和2年は、前年からの繰越し、新規申立て共になかった。

(3-2表) 不当労働行為事件の取扱状況

年 次	取 扱 件 数			終 結 件 数								次 年 繰 越 し 件 数
	前 年 繰 越 し	新 規 申 立 て	計	取下げ・和解			命令・決定			計		
				取 下 げ	和 解		救 済		棄 却			
					無 関 与	関 与	全 部	一 部				
(平成) 28	1	3	4	-	-	-	(1)	1 (1)	-	3	4	-
29	-	2	2	-	-	-	-	-	-	1	1	1
30	1	-	1	-	-	-	-	-	-	1	1	-
(令和) 元	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注) 括弧内の数字は、審査を分離し、分離命令を発出した件数である。

## 2 審査の目標期間の達成状況

### (1) 審査の目標期間

不当労働行為事件の審査期間については、目標の達成状況等について、毎年少なくとも1回公表することとされている（労働組合法第27条の18、労働委員会規則第50条の2）。

- 審査の目標期間（平成24年1月27日 第644回公益委員会議決定）
    - ・ 団交拒否事件：6か月（審査計画策定段階において、証拠調べに多大な時間を要することが明らかな事件を除く。）
    - ・ 通常事件：1年
- （注1） 団交拒否事件は申立て事実が団交拒否に限られる事件であり、通常事件は団交拒否事件以外の事件を指す。
- （注2） 審査期間は、申立てから終結までに要した日数。目標期間は、個々の事件ごとではなく、各年の全終結事件における1事件当たりの平均処理日数。

### (2) 達成状況

令和2年における審査の目標期間の達成状況は、次のとおりである。

- ・ 団交拒否事件  
令和2年に終結した事件はない。
  - ・ 通常事件  
令和2年に終結した事件はない。
- また、審査の実施状況等は、3-3表のとおりである。

**(3-3表) 過去5年間における審査の実施状況**

年	事件種別	係属 事件数	終結 事件数	審査 期間	調査 回数	審問 回数	証人数
(平成) 28	団交拒否	1件	1件	179日	0回	1回	2人
	通常	4件	4件	213日	2回	3回	5人
29	団交拒否	—	—	—	—	—	—
	通常	2件	1件	56日	0回	0回	0人
30	団交拒否	—	—	—	—	—	—
	通常	1件	1件	97日	0回	0回	0人
(令和) 元	団交拒否	—	—	—	—	—	—
	通常	—	—	—	—	—	—
2	団交拒否	—	—	—	—	—	—
	通常	—	—	—	—	—	—

## 3 新規申立ての状況

### (1) 申立人別、労働組合法第7条該当号別件数

不当労働行為事件の最近5か年における新規申立件数は5件で、申立人別、労働組合法第7条該当号別件数は3-4表のとおりである。



(3-4表) 不当労働行為事件の申立人別、労働組合法第7条該当号別件数

年次	新規申立て	申立人別			労働組合法第7条該当号別									
		組合	個人	組合個人	1	2	3	4	1・2	1・3	1・4	2・3	1・2・3	
(平成)28	3	-	3	-	-	-	-	1	-	2	-	-	-	
29	2	-	2	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	
30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(令和)元	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

注) 1号(不利益取扱い) 2号(団体交渉拒否) 3号(支配介入) 4号(申立て等を理由とする不利益取扱い)

(2) 産業別、企業規模別申立件数

不当労働行為事件の産業別、企業規模別申立件数は、3-5表のとおりである。

(3-5表) 不当労働行為事件の産業別、企業規模別申立件数

年次	新規申立て	産業別申立件数							企業規模別申立件数					
		建設業	製造業	運輸業	卸売業・小売業	医療・福祉	サービス業	地公労法適用	49人以下	50～99人	100～499人	500～999人	1,000人以上	不明
(平成)28	3	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	3	-
29	2	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	2	-
30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(令和)元	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

#### 第4節 再審査事件

##### 1 概 況

労働委員会の発した命令に不服のある当事者は、労働組合法第27条の15第1項及び第2項の規定に基づき、15日以内に中央労働委員会に再審査の申立てをすることができる。

当委員会を初審とする最近5か年における再審査事件の係属状況は、3-6表のとおりである。

令和2年は、当委員会を初審とする再審査事件の係属事件はなかった。

(3-6表) 再審査事件の係属件数

年次	係属件数			終 結 件 数								次年繰越し件数
	前 年 繰 越 し	新 規 申 立 て	計	取 下 げ ・ 和 解			命 令 ・ 決 定			計		
				取 下 げ	和 解		棄 却 (初 審 維 持)	初 審 変 更			決 定	
					無 関 与	関 与		一 部	全 部			
(平成) 28	-	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	4
29	4	1	5	1	-	-	4	-	-	-	5	-
30	-	1	1	-	-	-	1	-	-	-	1	-
(令和) 元	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

## 第5節 行政訴訟事件

### 1 概 況

労働委員会の発した命令に不服のある場合、使用者は労働組合法第27条の19第1項の規定により命令書写しの交付の日から30日以内に、労働組合又は労働者は行政事件訴訟法第8条第1項及び第14条第1項の規定により6か月以内に命令の取消訴訟を提起できる。

現在、当委員会命令に係る取消訴訟事件はない。

## 第 4 章 調 整

### 第 1 節 労働争議の調整

#### 1 概 況

労働関係調整法及び地方公営企業等の労働関係に関する法律に基づく調整事件（あっせん、調停、仲裁）の最近5か年における取扱状況は、4-1表のとおりである。

令和2年の取扱件数は、前年からの繰越し、新規申請ともに0件であった。

なお、調停は平成15年以降、仲裁は昭和51年以降申請がない。

また、使用者からの申請は平成10年以降、労使双方からの申請は昭和57年以降、職権による調整は昭和59年以降取扱いがない。

(4-1表) 調整事件の係属件数

年次	調整区分	取扱件数			終結件数				次年繰越し件数	解決率(%)
		前年繰越し	新規申請	計	解決	取下げ・不開始	打切り・不調	計		
28	—			0				0	0	—
29	—			0				0	0	—
30	あっせん		1	1				0	1	—
元	あっせん	1	2	3		1	2	3	0	0.0
2	—			0				0	0	—

注) 1 解決率は、終結件数から取下げ及び不開始（規則65Ⅱ）の件数を除いて算出したものである。

※解決率＝ $\frac{\text{解決}}{\text{解決} + \text{打切り} + \text{不調}}$

2 解決には、自主解決であっても、あっせん活動が解決に何らかの影響を及ぼしたと認められるものを含む。

## 2 新規申請の状況

### (1) 産業別、企業規模別申請件数

最近5か年における新規申請事件の産業別、企業規模別申請件数は、4-2表のとおりである。

(4-2表) 産業別、企業規模別申請件数(新規)

年 次		28	29	30	元	2
調 整 区 分		—	—	あつせん	あつせん	—
新規申請件数		0	0	1	2	0
産 業	運輸業, 郵便業 道路旅客運送業			1 (1)		
	教育, 学習支援業 学校教育				1 (1)	
	医療, 福祉 医療業				1 (1)	
企 業 規 模 別	30人未満					
	30～ 99人					
	100～ 299人			1		
	300～ 499人				2	
	500～ 999人					
	1,000～4,999人 5,000人以上					

注) ( ) は、内数である。

(2) 調整事項別件数

最近5か年における新規申請事件の調整事項別件数は、4-3表のとおりである。

(4-3表) 調整事項別件数(新規)

年次	28	29	30	元	2
調整区分	—	—	あつせん	あつせん	—
調整事項					
賃金等			1	3	
賃金増額				(1)	
一時金					
諸手当					
その他賃金			(1)	(2)	
退職一時金・年金					
解雇手当・休業手当					
団交促進				1	
合計	0	0	1	4	0

注) 1 複数の調整事項を有する事件があるため、係属件数とは一致しない。  
2 ( ) は、内数である。

(3) 調整員構成別件数

最近5か年における新規申請事件の調整員構成状況は、4-4表のとおりである。

(4-4表) 調整員構成別件数(新規)

年次	28	29	30	元	2
構成区分	—	—	あつせん	あつせん	—
構成					
公1人、労1人、使1人			1	1	
公2人、労1人、使1人				1	
指名なし					
合計	0	0	1	2	0

(4) 係属日数別件数

最近5か年における終結事件（前年からの繰越しを含む。）の係属日数の状況は、4-5表のとおりである。

(4-5表) 係属日数別件数

年次	28	29	30	元	2	
調整区分	—	—	—	あっせん	—	
係属日数	1日～10日					
	11日～20日					
	21日～30日					
	31日～60日					
	61日～90日				1	
	91日以上				2	
	計	0	0	0	3	0
	平均日数	—	—	—	141:0	—

注) 係属日数は、調整申請から終結までに要した日数である。

(5) 所要日数別件数

調整開始事件（調整員指名前に取下げ等のあった事件を除く）のうち終結した事件（前年からの繰越しを含む。）の最近5か年における所要日数の状況は、4-6表のとおりである。

(4-6表) 所要日数別件数

年次	28	29	30	元	2	
調整区分	—	—	—	あっせん	—	
所要日数	1日～10日					
	11日～20日					
	21日～30日					
	31日～60日				1	
	61日～90日					
	91日以上				2	
	計	0	0	0	3	0
	平均日数	—	—	—	113.3	—

注) 所要日数は、調整開始（あっせん員の指名、調停開始の総会決議等）から終結までに要した日数である。



## 第2節 争議行為予告通知及び実情調査

### 1 争議行為予告通知の概況

令和2年における労働関係調整法第37条の規定に基づく当委員会への争議行為予告通知件数は2件であり、前年と同数であった。

#### (1) 業種別予告通知件数

予告通知件数の業種別内訳は4-8表のとおりであり、令和2年の件数は医療が2件となっている。

(4-8表) 業種別予告通知件数

業種別 年次	運 輸 事 業				郵便又は 電気通信 事業	水道、電 気又はガ ス事業	医療又は 公衆衛生 事業	計
	鉄道業	道路客 旅	道路貨 物	その他	電気通信		医 療	
28							2	2
29							2	2
30							2	2
元							2	2
2							2	2

注) 業種の区分は、予告通知者における主たる関係事業所の業種による。

#### (2) 予告通知の主要争議事項

予告通知の主要争議事項は、賃金引上げ、一時金等の経済的事項を内容とするものが多かった。

### 2 実情調査の概況

争議行為予告通知があったものについて、労働委員会規則第62条の2の規定に基づき実情調査を行った件数は4-9表のとおりであり、令和2年は30件である。

終結状況は、解決24件、打切り3件、繰越し0件となっている。

なお、関与の度合いについては、いずれも実情調査を続けながら交渉の推移を見守った。

(4-9表) 実情調査の実施状況

終結状況 年次	調 査 組 合 数			調 査 結 果				
	前 年 繰 越 し	新 規	計	解 決	打 切 り	あ っ せ ん 行 移	繰 越 し	計
28	1	26	27	25	2			27
29		26	26	22	1		3	26
30	3	26	29	22	2		5	29
元	5	26	31	24	3		4	31
2	4	26	30	27	3		0	30

注) 1件の予告通知に基づき複数の事業所を調査している場合が多いため、調査件数は、予告通知件数を上回る。

### 第3節 個別労働関係紛争のあっせん

#### 1 概況

個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例に基づくあっせん事件の最近5か年における取扱状況は、4-10表のとおりである。

令和2年の取扱件数は3件であった。

(4-10表) 個別労働関係紛争あっせん事件の係属件数

年次	取扱件数			終結件数				次年繰越し件数	解決率(%)
	前年繰越し	新規申請	計	解決	取下げ不開始	打切り	計		
28	1	4	5		1	4	5	0	0.0
29		3	3			2	2	1	0.0
30	1	1	2			1	1	1	0.0
元	1	2	3	2			2	1	100.0
2	1	2	3	3			3	0	100.0

注) 1 解決率は、終結件数から取下げ及び不開始の件数を除いて算出したものである。

※ 解決率 = 解決 ÷ (解決 + 打切り)

2 解決には、自主解決であっても、あっせん活動が解決に何らかの影響を及ぼしたと認められるものを含む。

## 2 新規申請の状況

### (1) 産業別、企業規模別申請件数

最近5か年における新規申請事件の産業別、企業規模別申請件数は、4-11表のとおりである。

令和2年新規申請件数の産業別内訳は、情報通信業が1件、医療・福祉が1件となっており、企業規模別では従業員数10～49人、50～99人がともに1件となっている。

(4-11表) 産業別、企業規模別申請件数(新規)

年次		28	29	30	元	2
新規申請件数		4	3	1	2	2
産業別	建設業 職別工事業 設備工事業					
	製造業 食料品製造業 印刷・同関連業	1 (1)				
	情報通信業 情報サービス業		1 (1)		1 (1)	1 (1)
	卸売業、小売業 各種商品小売業				1 (1)	
	金融業、保険業 保険業	1 (1)				
	不動産業、物品賃貸業 不動産賃貸業・管理業	1 (1)				
	学術研究、専門・技術サービス業 専門サービス業	1 (1)				
	生活関連サービス業、娯楽業 娯楽業			1 (1)		
	医療、福祉 医療業 保健・衛生 社会保険・社会福祉・介護事業		2 (1) (1)			1 (1)
	サービス業(他に分類されないもの) その他の事業サービス業					
企業規模別	1～9人	3				
	10～49人	1	1	1	1	1
	50～99人		1		1	1
	100～299人					
	300～499人		1			
500人以上						

注) ( ) は、内数である。

(2) あっせん事項別件数

最近5か年における新規申請事件のあっせん事項別件数は、4-12表のとおりである。

令和2年の新規申請事件のあっせん事項は、「その他経営又は人事」に関するものが1件、「諸手当」に関するものが1件となっている。

(4-12表) あっせん事項別件数(新規)

年次	28	29	30	元	2
あっせん事項					
経営又は人事	4	3			1
解雇	(2)	(1)			
配置転換、出向・転籍		(1)			
復職	(1)				
懲戒処分					
退職	(1)	(1)			
その他経営又は人事					(1)
賃金等	3			2	1
賃金未払	(2)			(2)	
賃金減額	(1)				
諸手当					(1)
職場の人間関係			1		
パワハラ・嫌がらせ			(1)		

注) 複数のあっせん事項を有する事件があるため、係属件数とは一致しない。

(3) あっせん員構成別件数

最近5か年における新規申請事件のあっせん員構成状況は、4-13表のとおりである。

(4-13表) あっせん員構成別件数(新規)

年次	28	29	30	元	2
構成					
公1人、労1人、使1人	3	3	1	2	2
公2人、労1人、使1人					
指名なし	1				
合計	4	3	1	2	2

(4) 係属日数別件数

最近5か年における終結事件（前年からの繰越しを含む。）の係属日数の状況は4-14表のとおりである。

(4-14表) 係属日数別件数

年次		28	29	30	元	2
係属日数	1日～10日					
	11日～20日				1	
	21日～30日		1		2	
	31日～60日	3	1	1	1	1
	61日～90日	1			3	1
	91日以上	1				1
	計	5	2	1	7	3
	平均日数	67.6	29.0	42.0	45.9	116.0

注) 係属日数は、あっせん申請から終結までに要した日数である。

(5) 所要日数別件数

最近5か年におけるあっせん開始事件（あっせん員指名前に取下げ等のあった事件を除く。）のうち終結した事件（前年からの繰越しを含む。）の所要日数の状況は、4-15表のとおりである。

(4-15表) 所要日数別件数

年次		28	29	30	元	2
所要日数	1日～10日				1	
	11日～20日		2		1	
	21日～30日	3		1		1
	31日～60日				4	1
	61日～90日	1				
	91日以上					1
	計	4	2	1	6	3
	平均日数	34.3	15.0	23.0	36.5	80.3

注) 所要日数は、あっせん開始（あっせん員の指名）から終結までに要した日数である。

### 3 あっせん事件の概要

令和2年に係属した個別労働関係紛争あっせん事件の概要は、4-16表のとおりである。

(4-16表) 個別労働関係紛争あっせん事件一覧表  
(繰越)

事件 番号 (通算)	事件名	年月日	概 要	あっせん員
		終結区分		指 名 年月日
		係属日数 (所要日数)		
元-1 (48)	A個別労働 関係紛争あ っせん事件	(申請日) 元. 8. 6 (終結日) 2. 4. 8	<b>【申請者】</b> 労働者 <b>【被申請者】</b> 情報通信業 (50~99人) <b>【あっせん事項】</b> 賃金未払 <b>【あっせん回数】</b> 1回 <b>【経過】</b> 労働者が、賞与が未払いであると主張し支払いを求めたもの。 あっせんでは、当事者双方から聴取した事情を踏まえ、あっせん員から使用者側に対して解決金を支払うことを打診したところ、了解した。そこで、両当事者と金額等を調整し、あっせん案を提示したところ、双方とも受諾して、事件は解決した。	(公)宮本 (労)八幡 (使)西村
		解決		元 10. 17
		247 (175)		

(新規)

事件 番号 (通算)	事件名	年月日	概 要	あっせん員
		終結区分		指 名 年月日
		係属日数 (所要日数)		
2-1 (50)	B個別労働 関係紛争あ っせん事件	(申請日) 2.4.20 (終結日) 2.6.23	【申請者】労働者 【被申請者】医療・福祉 (10~49人) 【あっせん事項】諸手当 【あっせん回数】1回 【経過】 労働者が、諸手当が未払いであると主張し支払いを求めたもの。 あっせんでは、当事者双方から聴取した事情などを踏まえ、諸手当が支給されない事情や使用者側から処遇の改善を検討する旨の回答があったことについて労働者側に説明した。すると、労働者側からは、諸手当の支給を求めない旨の回答があり、あっせんを取り下げて、事件は解決した。	(公)太田 (労)鈴木 (使)西村
		解決		65 (42)
2-2 (51)	C個別労働 関係紛争あ っせん事件	(申請日) 2.8.28 (終結日) 2.10.2	【申請者】労働者 【被申請者】情報通信業 (50~99人) 【あっせん事項】その他経営又は人事 【あっせん回数】1回 【経過】 労働者が、降格前の等級へ戻すこと、及び降格前後の支給賃金の差額分の支払いを求めたもの。 あっせんでは、当事者双方から聴取した事情などを踏まえ、あっせん員から調整給の支給等を打診したところ、両当事者とも了解した。そこで、両当事者と内容を調整し、あっせん案を提示したところ、双方とも受諾して、事件は解決した。	(公)石堂 (労)原 (使)平野
		解決		36 (24)

注) 「係属日数」は、あっせん申請から終結までに要した日数であり、「所要日数」はあっせん開始(あっせん員指名)から終結までに要した日数である。

## 第4節 労働相談

### 1 労働相談の概況

労働相談件数及び労働相談内容別件数の最近5か年の状況は、4-17表のとおりである。令和2年の労働相談件数は376件であり、前年（368件）と比較して2%増加した。また、労働相談内容別では、「賃金・手当」や「パワハラ・嫌がらせ」に関する相談が多かった。

（4-17表） 労働相談件数及び相談内容別件数の状況

年次		28年	29年	30年	元年	2年
相談件数		452	483	415	368	376
相談内容	組合関係	7	4	5	11	9
	団体交渉	3	2	6	1	2
	解雇	36	26	31	26	13
	配置転換、出向・転籍	11	10	9	5	2
	復職	3	6	2	1	2
	懲戒処分	3	4	3	3	4
	退職	58	51	47	40	48
	賃金・手当	94	110	100	95	86
	労働契約	22	6	11	4	16
	労働時間	23	17	14	14	13
	休日・休暇・休業	41	54	40	30	28
	社会保険・労働保険	47	55	38	42	45
	セクハラ	3	2	6	3	2
	パワハラ・嫌がらせ	63	70	69	56	57
その他	121	142	128	100	104	

注) 複数の内容を有する相談があるため、相談件数と相談内容ごとの件数の合計は一致しない。



## 2 出前無料労働相談会及び月例無料労働相談会の開催

県内の個別労働関係紛争の早期解決並びに労働委員会制度及びあっせん制度の周知を目的とし、4-18表のとおり出前無料労働相談会を県内13箇所で開催し、12件の相談があった。また、月例無料労働相談会を4-19表のとおり開催し、3件の相談があった。

(4-18表) 出前無料労働相談会開催状況

日 時	場 所	相談対応者
2月22日(土) 午後1時～4時	盛岡市 (いわて県民情報交流センター アイーナ)	(公)本田 (労)石川 (使)大里
3月1日(日) 午後1時～4時	久慈市 (久慈地区合同庁舎)	(公)太田 (労)八幡 (使)中村
6月14日(日) 午後1時～4時	北上市 (北上地区合同庁舎)	(公)長谷川 (労)鈴木 (使)平野
6月21日(日) 午後1時～4時	釜石市 (イオンタウン釜石)	(公)本田 (労)原 (使)西村
	二戸市 (カシオペアメッセ・なにゃーと)	(公)石堂 (労)八幡 (使)松川
6月28日(日) 午後1時～4時	奥州市 (奥州地区合同庁舎)	(公)宮本 (労)原 (使)大里
	大船渡市 (大船渡地区合同庁舎)	(公)太田 (労)山岸 (使)中村
7月17日(金) 午後5時～8時	矢巾町 (やはぱーく)	(公)長谷川 (労)鈴木 (使)西村
10月4日(日)※ 午前10時～午後3時	盛岡市 (いわて県民情報交流センター アイーナ)	(公)太田 (労)山岸 (使)平野
10月31日(土) 午後1時～4時	遠野市 (あすもあ遠野)	(公)長谷川 (労)佐藤 (使)松川
	宮古市 (宮古市市民交流センター)	(公)本田 (労)鈴木 (使)柴田
11月8日(日) 午後1時～4時	一関市 (一関地区合同庁舎)	(公)河合 (労)原 (使)中村
	久慈市 (久慈地区合同庁舎)	(公)石堂 (労)吉田 (使)西村

※ 10月4日(盛岡市)は、岩手労働局、岩手弁護士会等との関係機関合同労働相談会として開催。

(4-19表) 月例無料労働相談会開催状況

日 時	場 所	相談対応者
1月24日(金) 午後1時15分～2時45分	盛岡市 (岩手県庁)	(公)本田 (労)原 (使)中村
2月21日(金) 午後1時15分～2時45分	盛岡市 (岩手県庁)	(公)太田 (労)鈴木 (使)平野
3月27日(月) 午後1時15分～2時45分	盛岡市 (朝日生命盛岡中央通ビル)	(公)石堂 (労)石川 (使)西村
4月24日(金) 午後1時15分～2時45分	盛岡市 (朝日生命盛岡中央通ビル)	(公)宮本 (労)山岸 (使)松川
5月22日(金) 午後1時15分～2時45分	盛岡市 (朝日生命盛岡中央通ビル)	(公)長谷川 (労)八幡 (使)大里
6月26日(金) 午後1時15分～2時45分	盛岡市 (朝日生命盛岡中央通ビル)	(公)本田 (労)鈴木 (使)中村
7月27日(月) 午後1時15分～2時45分	盛岡市 (朝日生命盛岡中央通ビル)	(公)太田 (労)山岸 (使)平野
8月21日(金) 午後1時15分～2時45分	盛岡市 (朝日生命盛岡中央通ビル)	(公)石堂 (労)鈴木 (使)西村
9月28日(月) 午後1時15分～2時45分	盛岡市 (朝日生命盛岡中央通ビル)	(公)宮本 (労)原 (使)松川
10月30日(金) 午後1時15分～2時45分	盛岡市 (朝日生命盛岡中央通ビル)	(公)長谷川 (労)山岸 (使)平野
11月27日(金) 午後1時15分～2時45分	盛岡市 (朝日生命盛岡中央通ビル)	(公)本田 (労)吉田 (使)中村
12月25日(金) 午後1時15分～2時45分	盛岡市 (朝日生命盛岡中央通ビル)	(公)太田 (労)佐藤 (使)西村

## 第5章 労働委員会の活性化

### 1 主な取組内容

- (1) 令和2年度は、「第3次岩手県労働委員会活性化計画（令和元年度～令和3年度）」に基づき、大学、高校等における「委員による出前講座」の実施、県の広報媒体やホームページ、就職情報誌などを活用したPR活動を行った。
- (2) また、県民サービスの向上につながる取組として、「労働相談専用フリーダイヤル」を引き続き運用するとともに、委員が県内各地に出向き実施する「出前無料労働相談会」について、土日の12地区に加え、試行的に平日の夕方に1地区で開催した。また、「月例無料労働相談会」を毎月実施し、県民の利便に配慮した。
- (3) 委員及び職員の資質の向上に向け、終結した事件についての委員間の情報共有やノウハウを目的に「審査・あっせん等終結事案研修会」を実施したほか、労働相談の概要を定例総会に毎月報告するとともに、「外部講師による研修」を1回開催した。（予定の2回のうち1回は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。）加えて、委員を労働紛争解決に係る研修に計画的に派遣した。（新型コロナウイルス感染症の影響によりWEB会議方式による研修もあった。）
- (4) これら取組の結果、労働委員会への労働相談件数は大きく増加するなど、労働委員会の認知度は、着実に高まってきているものと考えられる。

### 2 今後の取組

労働委員会制度の更なる認知度向上を図るとともに、近年複雑、多様化している労働に関する法制度に確実に対応していくため、令和3年度についても第3次活性化計画に沿い、計画的に活性化に取り組むこととする。





# 資 料 編

1 不当労働行為（不正労働行為）事件数

(1) 不正労働行為事件（昭和21年～昭和24年）

区分 前年繰越し 年別	取扱件数						終結件数						次年繰越件数			
	新規申立て						合計	処罰請求	打切り	勧告和解	自主解決	警告		合計		
	申立人別			該当法条別												
	組合	個人	組合・個人	職権	旧労組法十一条	旧労調組法旧四十一条									計	
昭21		1				1	1			1			1			
22			2	1		2	1	3			2	1	3			
23		1	1		2	3	1	4	4	1	1		3	1		
24	1	2	1		1	4		4	5		1	2	1	1		
計	—	4	4	1	3	10	2	12	—	1	2	5	3	1	12	—

(2) 不当労働行為事件（昭和24年～令和2年）

区分 前年繰越し 年別	取扱件数											終結件数						次年繰越件数							
	新規申立て											合計	取下・和解			命令・決定			合計						
	申立人別			労働組合法第7条該当号別									小計	取下	和解		救済								
	組合	個人	組合・個人	1	2	3	4	1・2	1・3	1・4	2・3				1・2・3	無関与	関与			全	一	棄却	却下		
昭24		3	1		2						2			4	4		1	2					3	1	
25	1	1	5		5						1			6	7	1		3	1			2		7	
26		1	1		1								1	2	2	1	1							2	
27		1	2		1						1			3	3		1	1						2	1
28	1	1	2		1						2			3	4	1		1	1					3	1
29	1	1									1			1	2	1								1	1
30	1	3	1		1		2				1			4	5	1	2	2						5	
31			1		1									1	1			1						1	
32		1			1									1	1			1						1	
33			1		1									1	1			1						1	
34		7				1	2				2			7	7			2	1	1				4	3
35	3	2					1				1			2	5		1	4						5	
36		3				1					1		1	3	3		1	1						2	1
37	1	2			1						1			2	3	1	1	1						3	
38		4	1		1		3						1	5	5		3			1	1			5	
39		1	1		2									2	2			1						1	1
40	1	2									1			2	3			1						1	2
41	2	2		1							3			3	5			1						1	4
42	4	1		4	4									5	9			1(1)						1	8
43	8	2		2	1	1					1	1		4	12	2		1	1					4	8
44	8	4		8	10		1				1			12	20		1	3						4	16
45	16	1	1	3	1						4			5	21		11	1						12	9
46	9			1	1									1	10		2							2	8
47	8														8		1	1	1(1)					3	5
48	5	2		2	2								2	4	9		2	1						3	6
49	6	5		2	1	4					1			7	13		2	1		1				4	9
50	9	4		1		1					3			5	14		1	1	1	1				4	10
51	10	1		2	1		1				1			3	13		1	1	3					5	8
52	8	2	1	1	1						2			4	12	1								1	11
53	11	3					1				1			3	14			6						6	8
54	8	8		1	1	2	2				1	2		9	17	2								2	15

区分 年別	取扱件数												終結件数						次 年 繰 越 件 数						
	前 年 繰 越 し	新規申立て											小 計	合 計	取下・和解			命令・決定			合 計				
		申立人別			労働組合法第7条該当号別										取 下 げ	和解		救済		棄 却					
		組 合	個 人	組 合 ・ 個 人	1	2	3	4	1 ・ 2	1 ・ 3	1 ・ 4	2 ・ 3				1 ・ 2 ・ 3	無 関 与	関 与				全 部	一 部	棄 却	下 下
昭55	15	4			1						1		2	4	19	1	2	4					7	12	
56	12	3	1	1		1					2		1	1	5	17	1				2		3	14	
57	14	5					1				2		1	1	5	19	2	2	2		1		7	12	
58	12	9				1	2			1	3		2		9	21		2	2				4	17	
59	17	11		1	2	7	2							1	12	29	4	6	5				15	14	
60	14	2			1						1				2	16		3	2	1			6	10	
61	10	4		1	1	1					1		1	1	5	15	2		3				5	10	
62	10	7				1					2				7	17		1	1	1			3	14	
63	14	3					2				1				3	17				1			1	16	
平元	16	3				1	1				1				3	19		1		6			7	12	
2	12															12				4			4	8	
3	8															8					1		1	7	
4	7	2					1				1				2	9								9	
5	9	1					1								1	10		1		1			2	8	
6	8			1							1				1	9								9	
7	9															9					1		1	8	
8	8	1												1	1	9								9	
9	9	2					2								2	11	1		1				2	9	
10	9	4									1			3	4	13			2				2	11	
11	11	4				1				2		1			4	15								15	
12	15	2												2	2	17	1			1			2	15	
13	15															15	1		4	2			7	8	
14	8															8						1	1	7	
15	7	1				1									1	8								8	
16	8															8					1		1	7	
17	7	2											2		2	9	1						1	8	
18	8															8					1		1	7	
19	7	1								1					1	8	4						3	7	1
20	1	1				1									1	2						2	2		
21		1				1									1	1				1			1		
22																									
23		1												1	1	1			(1)	1(1)			1		
24		1											1		1	1			1				1		
25		1				1									1	1								1	
26	1	1												1	1	2				1			1	1	
27	1	1								1					1	2			1				1	1	
28	1		3					1		2					3	4				1		3	4		
29			2					1		1					2	2						1	1	1	
30	1														1							1	1		
令元																									
2																									
計	—	146	24	32	46	27	25	2	8	52	1	13	28	202	—	29	50	66	30	13	6	8	202	—	

注) 括弧内の数字は、審査を分離し終結した件数である。



2 命令決定事件一覧表（命令決定年月日順）

整理番号	事件番号	申立人		申立年月日	終結年月日	処日	理数	労組法第7条該当号	請求する救済の内容	終結状況	不服申立状況
		組合	個人								
1	昭和24(不)7	○		24. 8. 31	25. 5. 30	273	1・3	解雇取消、原職復帰、バックペイ、支配介入の排除、組合問題は必ず協議すること	棄却	再審査(労)	
2	25(不)4		2	25. 3. 18	25. 7. 5	110	1	原職復帰	全部救済	—	
3	25(不)3		1	25. 2. 17	25. 8. 5	170	1	解雇取消、原職復帰、命令確定までの身分保証、支配介入の排除	棄却	—	
4	27(不)3	○		27. 12. 24	28. 3. 9	76	1・3	解雇取消、職場転換の取消、原職復帰、バックペイ、支配介入の排除、ポストノーテイス	全部救済	—	
5	31(不)1		1	31. 8. 11	31. 10. 11	62	1	原職復帰、バックペイ	全部救済	—	
6	34(不)4	○		34. 4. 13	34. 9. 25	166	1・3	解雇取消、原職復帰、バックペイ、支配介入の排除、ポストノーテイス	一部救済	行訴(使)	
7	34(不)1	○		34. 3. 6	34. 9. 30	209	2	団交応諾	全部救済	再審査(使)	
8	38(不)1	○		38. 3. 13	38. 9. 30	202	3	支配介入の排除、ポストノーテイス	一部救済	再審査(使)	
9	38(不)2	○		38. 3. 15	(併合)	200	3	支配介入の排除、ポストノーテイス	棄却	再審査(労)	
10	39(不)2	○		39. 6. 4	41. 10. 14	863	1	新会社への採用、原職復帰、バックペイ	全部救済	再審査(使)	
11	42(不)1	○	1	42. 1. 16	43. 9. 28	622	1	処分取消、原職復帰、不利益取扱禁止、ポストノーテイス	全部救済	—	
12	41(不)1	○		41. 3. 28	47. 11. 15	2,425	1・3	転勤の取消、昇給昇格の遡及実施、支配介入排除、不利益取扱禁止、ポストノーテイス	全部救済	行訴(使)	
13	49(不)7	○		49. 8. 31	49. 12. 27	119	1・2・3	不利益取扱禁止、団交応諾、支配介入の排除、ポストノーテイス	一部救済	再審査(使)(労)	
14	45(不)5	○	1	45. 12. 12	50. 2. 26	1,538	1・3	解雇取消、原職復帰、バックペイ、支配介入の排除、ポストノーテイス	全部救済	行訴(使)	
15	50(不)2	○		50. 1. 31	50. 3. 21	50	2	団交応諾	全部救済	—	
16	49(不)4	○		49. 5. 2	51. 9. 27	880	1・2	処分取消、バックペイ、不利益取扱禁止、団交応諾、ポストノーテイス	全部救済	行訴(使)	

整理 番号	事件番号	申立人		申立 年月日	終 年月日	処 日数	労組法 第7条 該当号	請求する救済の内容	終結状況	不服申立 状況
		組合	個人							
17	50(不)3	○		50. 4. 4	51. 9. 27	543	1・3	処分取消、バックペイ、不利益取扱禁止、ポストノータイス	全部救済	—
18	48(不)2	○	1	48. 4. 12	51. 10. 15	1,283	1	処分取消、不利益取扱禁止	一部救済	行 訴(使)
19	昭和54(不)1	○		54. 6. 21	56. 3. 28 (併合)	647	3	支配介入の排除、ポストノータイス	一部救済	行 訴(使)
20	54(不)5	○		54. 9. 10		566	1	支配介入の排除、ポストノータイス	一部救済	
21	52(不)4		8	52. 9. 20	57. 6. 28	1,743	1・3	配転命令の撤回、原職復帰、バックペイ、支配介入の排除、ポストノータイス	一部救済	再審査(使)
22	59(不)2	○		59. 5. 24	60. 5. 16	358	2	団交応諾、ポストノータイス	全部救済	—
23	59(不)11	○		59. 10. 4	62. 12. 10	1,163	1	処分取消、ポストノータイス	全部救済	—
24	62(不)7	○		62. 12. 23	63. 12. 27	371	2	団交応諾	全部救済	—
25	62(不)1	○		62. 6. 26		706	1・3	出向命令の撤回、原職復帰、ポストノータイス	全部救済	
26	62(不)2	○		62. 7. 9	元. 5. 31 (併合)	693	1・3	出向命令の撤回、原職復帰、ポストノータイス	全部救済	再審査(使)
27	62(不)3	○		62. 8. 3		668	1・3	出向命令の撤回、原職復帰、ポストノータイス	全部救済	
28	62(不)6	○		62. 11. 18	元. 6. 22	583	1・3	夏季手当減額措置の撤回、ポストノータイス	全部救済	再審査(使)
29	62(不)5	○		62. 11. 18	元. 8. 11	633	1・3	出向命令の撤回、原職復帰、夏季手当減額措置の撤回、ポストノータイス	全部救済	再審査(使)
30	63(不)2	○		63. 2. 19	元. 11. 9	630	3	支配介入の排除、ポストノータイス	全部救済	再審査(使)
31	63(不)1	○		63. 2. 2	2. 2. 23	753	3	支配介入の排除、ポストノータイス	全部救済	再審査(使)
32	平成元(不)1	○		元. 1. 26	2. 5. 25	485	3	支配介入の排除、ポストノータイス	全部救済	再審査(使)
33	元(不)3	○		元. 3. 14	2. 9. 4	540	2	団交応諾、ポストノータイス	全部救済	—
34	昭和62(不)4	○		62. 8. 3	2. 12. 21	1,237	1・3	勤務指定等の撤回、ポストノータイス	全部救済	再審査(使)

整理番号	事件番号	申立人		申立年月日	終結年月日	処日数	労組法第7条該当号	請求する救済の内容	終結状況	不服申立状況
		組合	個人							
35	63(不)3	○		63.11.22	3.3.25	854	1・3	不利益取扱禁止、支配介入の排除、ポストノーテイス	一部救済	行訴(使)
36	平成4(不)2	○		4.6.1	5.9.28	485	3	支配介入の排除、ポストノーテイス	全部救済	再審査(使)
37	6(不)1	○	1	6.6.6	7.7.31	421	1・3	処分取消、バックペイ、不利益取扱禁止、ポストノーテイス	一部救済	—
38	平成10(不)1	○		10.5.8	12.3.6	669	1・2・3	団交承諾、脱退強要禁止、不利益取扱禁止、出向の取消、支配介入の排除	全部救済	—
39	11(不)1	○		11.1.13	13.6.21 (併合)	891	2	団交承諾	全部救済	行訴(使)
40	11(不)2	○		11.4.20		794	1・4	原職復帰、バックペイ、不利益取扱禁止	全部救済	
41	4(不)1	○		4.3.25	14.3.27	3,655	1・3	昇進差別の是正、バックペイ、支配介入の排除、ポストノーテイス	棄却 (一部却下)	再審査(労)
42	15(不)1	○		15.11.4	16.11.18	381	2	団交承諾、ポストノーテイス	一部救済	再審査(使)
43	17(不)2	○		17.7.14	18.6.15	337	2・3	脱退強要の禁止、支配介入の排除、団交承諾、ポストノーテイス	一部救済	再審査(使)
44	昭和48(不)4	○	1,394	48.10.9		12,195	1・2・3	バックペイ、不利益取扱禁止、支配介入の排除、ポストノーテイス	却下 (一部却下げ)	—
45	50(不)1	○	14	50.1.14	19.2.27	11,733	1・3	処分取消、不利益取扱禁止、支配介入の排除、ポストノーテイス	却下 (一部却下げ)	—
46	51(不)3	○	19	51.6.2		11,228	1・3	処分取消、不利益取扱禁止、支配介入の排除、ポストノーテイス	却下 (一部却下げ)	—
47	51(不)1	○	1	51.1.28		11,472	1	処分取消、バックペイ、不利益取扱禁止、ポストノーテイス	取下げ (一部却下)	—
48	52(不)2	○	3	52.8.18		10,904	1	処分取消、バックペイ、不利益取扱禁止、ポストノーテイス	取下げ (一部却下)	—
49	56(不)1	○	3	56.2.27	19.6.25	9,615	1・3	処分取消、バックペイ、不利益取扱禁止、ポストノーテイス	取下げ (一部却下)	—
50	61(不)1	○	2	61.2.10		7,806	1	処分取消、バックペイ、不利益取扱禁止	取下げ (一部却下)	—

整理 番号	事件番号	申立人		申立 年月日	終 結 年月日	処 理 日 数	労組法 第7条 該当号	請求する救済の内容	終結状況	不服申立 状況
		組合	個人							
51	19(不)1	○		19. 6. 6	20. 6. 30	391	1・2	不利益取扱禁止、誠実団交承諾	棄 却	再審査(労)
52	20(不)1	○		20. 1. 4	20. 6. 30	179	2	団交承諾、ポストノーテイス	棄 却	—
53	21(不)1	○		21. 6. 22	21. 12. 11	173	2	団交承諾、ポストノーテイス	全部救済	—
54	23(不)1	○		23. 2. 9	23. 6. 20	132	2	団交承諾、ポストノーテイス	全部救済	—
					23. 9. 13	217	1・3	不利益取扱禁止、年末一時金支給、支配介入の 排除、ポストノーテイス、謝罪	一部救済	—
55	25(不)1	○		25. 5. 31	26. 1. 26	241	2	団交承諾	全部救済	再審査(使)
56	27(不)1	○		27. 9. 1	28. 2. 26	179	2	団交承諾	全部救済	—
					28. 9. 30	396	1	不利益取扱禁止、原職復帰、バックペイ、和解 協定の履行	一部救済	再審査(使)
57	28(不)1		○	28. 6. 23	28. 12. 8	169	1・3	不利益取扱禁止、ポストノーテイス	却 下	再審査(労)
58	28(不)2		○	28. 7. 19	28. 12. 8	143	1・3	不利益取扱禁止、ポストノーテイス	却 下	再審査(労)
59	28(不)3		○	28. 7. 19	28. 12. 8	143	4	労働委員会事務への介入の排除、ポストノー テイス	却 下	再審査(労)
60	29(不)1		○	29. 1. 4	29. 2. 28	56	1・3	不利益取扱禁止、ポストノーテイス	却 下	再審査(労)
61	29(不)2		○	29. 12. 28	30. 4. 3	97	4	ポストノーテイス	却 下	再審査(労)

(注) 1 「請求する救済の内容」欄のポストノーテイスは、文書揭示を意味し、文書交付や文書の新聞等への掲載を含む。  
2 「終結状況」欄の「全部救済」とは、命令書主文中に棄却又は却下部分を含まない場合をいう。  
また「一部救済」とは、命令書主文に救済部分の外、棄却又は却下部分を含む場合をいう。  
ただし、併合された事件については、各々の申立事件ごとの棄却又は却下部分の有無により表示している。



区分 年別	取扱総件数				あつせん										取扱種別							
	繰越し	新規	計	繰越し	取扱結果		取扱結果		取扱結果		取扱結果		取扱結果		取扱結果		取扱結果					
					規程	違反	規程	違反	規程	違反	規程	違反	規程	違反	規程	違反	規程	違反	規程	違反		
46	0	(0)	23	0	20	(0)	20	1	3	6	10	0	0	3	(0)	3	2	1	0	0	0	0
47	0	(0)	23	0	18	(0)	18	6	6	3	9	0	0	5	(0)	5	3	1	0	0	0	0
48	0	(0)	19	0	19	(0)	19	10	10	3	6	0	0	(0)	0	0	0	0	0	0	0	0
49	0	(2)	32	0	28	(2)	28	1	9	6	11	1	0	4	(0)	4	4	4	0	0	0	0
50	1	(0)	32	1	29	(0)	30	2	2	15	13	0	0	2	(0)	2	1	1	0	0	1	1
51	1	14	15		13		13	7	7	5	1	1		1		1	1			1		1
52		11	11		10		10	1		3	5	1		1		1						
53	1	40	41	1	40		41	1	11	18	10	1				1						
54	1	20	21	1	20		21			8	13											
55	(1)	8	8	(1)	8	(1)	8	2	2	3	(1)	2	1									
56	1	23	24	1	23		24	8	8	5	11											
57		26	26		25		25	11	11	3	7	4		1		1						
58	4	(1)	24	4	16	(1)	20	3	3	6	(1)	9	2	4		2	1					
59	2	22	24	2	22		24	9	9	6	5	4										
60	4	17	21	4	16		20	11	11	3	5	1		1		1						
61	1	19	20	1	19		20	7	7	7	5	1										
62	1	15	16	1	14		15	5	5	3	6	1		1		1						
63	2	7	9	1	7		8	3	3	3	2	1		1		1						
平元		10	10		10		10	8	8	1	1	1										
2	1	7	8	1	7		8	2	2	2	4											
3		3	3		3		3			1		2										
4	2	3	5	2	3		5	3	3	1	1	1										
5	1	6	7	1	6		7	3	3	2	2	2										
6	2	5	7	2	5		7	4	4	2	2	1										
7	1	3	4	1	2		3	1	1	1	1	1		1		1						



4 個別労働関係紛争のあっせん事件数（平成14年～令和2年）

年別	区分	取扱件数			取扱結果					翌年繰越し
		前繰越し	新規	計	解決	取下げ	打切り	不開始	計	
平	14		5	5	3	1			4	1
	15	1	2	3		2	1		3	
	16		2	2	2				2	
	17		7	7	6	1			7	
	18		1	1			1		1	
	19		2	2	1	1			2	
	20									
	21		1	1		1			1	
	22		2	2	1		1		2	
	23		2	2				1	1	1
	24	1	3	4	3			1	4	
	25		3	3	1		1		2	1
	26	1	1	2	2				2	
	27		8	8	1		5	1	7	1
	28	1	4	5			4	1	5	
	29		3	3			2		2	1
	30	1	1	2			1		1	1
令	元	1	2	3	2				2	1
	2	1	2	3	3				3	
合計		—	51	58	25	6	16	4	51	—

注) 岩手県労働委員会では、平成14年8月から「個別労働関係紛争のあっせん」業務を行っている。





# **第3次 岩手県労働委員会活性化計画**

**[令和元年度～令和3年度]**

**平成31年2月**

**岩手県労働委員会**

**第3次 岩手県労働委員会活性化計画**  
[令和元年度～令和3年度]

**目 次**

**1 労働委員会の現状と課題**

- (1) 現状
  - ア 本県の状況----- (1)
  - イ 全国の状況----- (2)
- (2) 本県における労働委員会活性化の取組状況----- (4)
- (3) 今後の課題----- (5)

**2 第3次岩手県労働委員会活性化計画について**

- (1) 計画策定の趣旨----- (6)
- (2) 目指す姿----- (6)
- (3) 目指す姿を実現するための取組----- (6)
- (4) 計画期間----- (6)
- (5) 具体的取組内容及び目標値----- (6)

# 1 労働委員会の現状と課題

## (1) 現状

### ア 本県の状況

本県労働委員会における取扱事件の件数は、近年、不当労働行為事件、労働争議調整事件、個別労働関係紛争あっせん事件いずれも年間1けた台で推移している(表1)。

一方で、労働相談件数は、平成25年6月のフリーダイヤル設置以降急激に増加し、平成28年度には、フリーダイヤル設置前である平成24年度に比べ5倍を超える494件となった(表1)。

東北各県と比較すると、不当労働行為事件、労働争議調整事件については各県とも本県と同様1けた台前半であるが、個別労働関係紛争あっせん事件については、年々増加し2けたとなっている県もみられる(表2～4)。個別労働関係紛争に係る相談件数については、労働委員会で相談を扱っていない県もあるが、実施している中では本県が突出して多くなっている(表5)。

なお、岩手労働局の紛争調整委員会によるあっせんは年間50件前後で推移しており、本県労働委員会の個別労働関係紛争あっせん事件数に比べ多くなっている(表1)。

表1 岩手県労働委員会その他関係機関の取扱件数

年 度	岩 手 県 労 働 委 員 会				岩手労働局 (紛争調整 委員会あっ せん)	盛岡地方裁 判所 (労働審 判)
	不当労働 行為事件	労働争議 調整事件	個別労働関 係紛争あっ せん事件	相談件数		
24	1	2	5	95	43	10
25	1	2	1	202	59	7
26	1	5(2)	1	191	46	10
27	2(1)	0	9	322	52	10
28	5(1)	0	5(1)	494	49	13
29	1	0	2	451	51	9
30 (31.1末)	1(1)	1	1	327	-	-

(注1) 括弧内の数値は、前年度からの繰越分であり内数である。

(注2) 相談件数は、個別、集団合わせた件数である。

表2 東北六県における不当労働行為事件の新規申請件数

暦年	青森県	岩手県	秋田県	宮城県	山形県	福島県
27	1	1	1	3	1	0
28	1	3	0	1	0	0
29	0	2	2	0	0	0

表3 東北六県における労働争議調整事件の新規申請件数

暦年	青森県	岩手県	秋田県	宮城県	山形県	福島県
27	4	0	4	4	3	1
28	2	0	3	3	2	0
29	3	0	3	4	3	2

表4 東北六県における個別労働関係紛争あっせん事件の新規申請件数

暦年	青森県	岩手県	秋田県	宮城県	山形県	福島県
27	1	8	3	8	5	6
28	2	4	6	11	6	10
29	2	3	3	15	1	11

表5 東北六県における個別労働関係紛争に係る相談件数

暦年	青森県	岩手県	秋田県	宮城県	山形県	福島県
27	48	270	—	—	153	233
28	62	442	—	—	134	248
29	101	478	—	—	183	245

(注) 秋田県、宮城県は、平成29年までは労働委員会で労働相談を行っていない。

## イ 全国の状況

### (ア) 不当労働行為事件

全国の不当労働行為事件の救済申立て件数は、平成26年の371件から減少している(表6)。

また、北海道、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、福岡県の6都道府県で、全体の約4分の3の事件を扱っている(表7)。

なお、合同労組からの申請が、全体の約4分の3を占めている(表8)。

### (イ) 労働争議調整事件

全国の労働争議調整事件は、ここ数年減少傾向にあり、平成29年は300件を下回っている(表6)。

なお、合同労組からの申請が、全体の7割を超えている(表9)。

### (ウ) 個別労働関係紛争あっせん事件

全国の個別労働関係紛争あっせん事件は、平成26年の358件から減少傾向にある(表6)。

一方、個別労働関係紛争に係る相談件数は増加しているが、知事部局で行っていた相談を労働委員会で行うようになった自治体もあるため、増加傾向にあるとは一概に言えない。なお、各都道府県の労働局における相談件数は、年間25万件前後で推移している。

表6 全国の労働委員会の取扱状況

暦年	不当労働 行為事件	労働争議 調整事件	個 別 紛 争		労働局の相談件数 ( 個 別 )
			あっせん事件	相 談 件 数	
24	354	463	335	2,183	254,719
25	365	441	325	3,242	245,783
26	371	363	358	3,461	238,806
27	347	342	350	3,626	245,125
28	303	310	310	3,953	255,460
29	300	283	271	4,145	253,005

(注) 労働争議調整事件は、行政執行法人等を除いた件数である。

(出典：中央労働委員会ホームページ－調整事件取扱状況第8表。なお、29年の労働争議調整事件は、中央労働時報(2018.9第1237号)から。)

表7 主要都道府県の不当労働行為取扱い件数の推移

単位：件、%

暦年	北海道	東京都	神奈川県	愛知県	大阪府	福岡県	主要計 (a)	全国計 (b)	割合 (c)=(a)/(b)
27	18	117	35	13	69	6	258	347	74.4
28	22	97	29	7	70	9	234	303	77.2
29	16	105	37	12	49	8	227	300	75.7

表8 不当労働行為事件（新規係属事件）における合同労組の割合

単位：件

年	事件 全事件	合同労組事件	
		件数	割合
25	365	273	(74.8%)
26	371	276	(74.4%)
27	347	259	(74.6%)
28	303	215	(71.0%)
29	300	222	(74.0%)

表9 労働争議調整事件（新規係属事件）における合同労組事件

事件 年	全事件	合同労組事件		駆け込み訴え事件	
		件数	割合	件数	割合
24	463	335	(72.4%)	173	(37.4%)
					<51.6%>
25	441	301	(68.3%)	157	(35.6%)
					<52.2%>
26	363	254	(70.0%)	103	(28.4%)
					<40.6%>
27	342	261	(76.3%)	134	(39.2%)
					<51.3%>
28	310	225	(72.6%)	129	(41.6%)
					<57.3%>
29	283	200	(70.7%)	99	(35.0%)
					<49.5%>

(注1) 行政執行法人等を除いた件数であること。

(注2) 「駆け込み訴え事件」の割合は、上段が全事件、下段が合同労組に占める割合であること。

(出典：中央労働委員会ホームページ－調整事件取扱状況第8表。なお、29年は、中央労働時報(2018.9第1237号)から。)

## (2) 本県における労働委員会活性化の取組状況

本県労働委員会では、平成25年3月に、25年度から27年度までの3か年を計画期間とする岩手県労働委員会活性化計画を策定し、①県民の認知度を高める取組、②委員及び資質の向上・体制の充実を図る取組、③関係機関と連携する取組を進めてきた。

これら取組の結果を踏まえ、引き続き計画的に取組を推進し、不断の改善に努めていく必要があるとの考えの下、平成28年2月には、28年度から30年度までを計画期間とする第2次岩手県労働委員会活性化計画を策定し、継続して労働委員会制度の周知をはじめとする各分野の取組を積極的に実施していくものとした。

第2次岩手県労働委員会活性化計画については、別添「労働委員会活性化計画の取組状況(平成28～30年度)について」のとおり、おおむね予定どおり実行してきており、その結果、労働相談の件数は、活性化計画の実施前である平成24年度の95件から、28年度は494件、29年度も451件と約5倍に増加するなど、活性化計画の基本方針である県民の認知度向上に一定の効果があったと考えられる。

### (3) 今後の課題

以上のとおり、本県労働委員会では、平成 25 年度以降活性化に取り組んできたが、次のような課題がなお存在している。

ア 労働相談件数が大幅に増加した一方で、不当労働行為の救済申立て件数や個別あっせんの申立件数は年間 1 ケタで推移している。表 6 のとおり全国的にも事件数は減少傾向にあるが、労使関係で問題を抱えている方が労働委員会の存在を知らないために制度を活用できずにいることがないよう引き続き**労働委員会の認知度を高める**とともに、県民が利用しやすい環境づくりを行う必要がある。

特に、個別労働関係紛争のあっせん制度については、労働局のあっせんに比べ利用件数が少ないことから、三者構成である労働委員会の特長を周知していく必要がある。

#### 【参考 1】労働相談ダイヤル等を知った媒体及び割合（上位 3 位まで）

年度	媒体及び割合（％）		
27	①電話帳(23.3%)	②ホームページ(14.8%)	③チラシ・ポスター(13.0%)
28	①ホームページ(29.4%)	②電話帳(17.0%)	③チラシ・ポスター(9.3%)
29	①ホームページ(29.9%)	②電話帳(18.0%)	③チラシ・ポスター(5.8%)

#### 【参考 2】労働相談の内容

年度	H25	H26	H27	H28	H29
賃金・手当	60	49	63	103	104
パワハラ・嫌がらせ	34	30	54	67	66
退職	16	18	34	60	50
休日・休暇・休業	16	14	28	51	50
社会保険・労働保険	23	27	26	53	42
解雇	18	13	37	36	18
労働時間	10	18	23	24	18
上記以外	96	83	147	187	165
計	273	252	412	581	513

(注) 相談内容は、1 件で複数となる場合もあることから、相談件数と一致しない。

イ 平成 30 年 6 月にいわゆる働き方改革関連法が成立するなど、近年、労働に関する法制度は、複雑、多様化している。これら制度の移行期には、新たな紛争が発生する可能性も考えられることから、適切に対応できるよう、**委員及び職員の資質向上**に引き続き取り組む必要がある。



ウ また、**国や県等の関係機関等と連携**し、新たな法制度の周知を図るなど**労使紛争の未然防止**に取り組む必要がある。

なお、活性化事業の推進に当たっては、委員及び職員への負担を考慮し、**事業を選択、集中して行う**必要がある。

## 2 第3次岩手県労働委員会活性化計画について

### (1) 計画策定の趣旨

本県労働委員会においては、平成25年2月に活性化計画を策定し、継続して県民の認知度向上、委員及び職員の資質向上、関係機関との連携に取り組んできたが、1の(3)に掲げる課題がなお存在することから、平成31年度(令和元年度)以降も引き続き計画的に活性化に取り組むこととする。

### (2) 目指す姿

本県労働委員会が目指す姿は、次のとおりとする。

**「労働委員会が広く認知され、労使紛争の解決及び未然防止のため広く利用されている。」**

### (3) 目指す姿を実現するための基本方針

(2)の「目指す姿」を実現するため、次の方針の下に取り組む。

ア 労使関係で問題を抱えている方が利用しやすい組織となるよう、**労働委員会の周知及び利用しやすい環境づくり**に取り組む。

イ 多様な労使問題に適切に対応できるよう、**委員及び職員の一層の資質の向上**を図る。

ウ **関係機関と連携し、労使紛争の未然防止**に取り組む。

### (4) 計画期間

この計画の対象期間は、平成31年度(2019年度)から令和3年度(2021年度)までの3年間とする。

なお、毎年度検証と見直しを行い、次年度の実施に反映させるものとする。

### (5) 具体的取組内容及び目標値

この計画の具体的な取組及び目標値は、表10のとおりとする。

表 10 第3次活性化計画の取組内容

I 労働委員会の周知及び利用しやすい環境づくり

1 分かりやすいホームページの作成

事業名	目標	取組内容																								
(1) 県 HP トップページへのリンクによる労働委員会の役割の周知	年 38 回	<p><b>県HPのトップページ</b>の「新着情報」及び「カレンダー」に労働委員会情報を掲載し、労働委員会HPへの誘導を図る。 (目標値の内訳)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>掲載情報</th> <th>新着</th> <th>カレンダー</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月例無料相談会</td> <td>13</td> <td>12</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>出前無料相談会</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>出前講座</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>個別労働紛争処理制度周知月間</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>21</td> <td>17</td> <td>38</td> </tr> </tbody> </table>	掲載情報	新着	カレンダー	計	月例無料相談会	13	12	25	出前無料相談会	5	5	10	出前講座	2	0	2	個別労働紛争処理制度周知月間	1	0	1	計	21	17	38
掲載情報	新着	カレンダー	計																							
月例無料相談会	13	12	25																							
出前無料相談会	5	5	10																							
出前講座	2	0	2																							
個別労働紛争処理制度周知月間	1	0	1																							
計	21	17	38																							
(2) 内容の充実・強化	年 25 回	<p><b>労働委員会HP</b>に最新情報を掲載するほか、構成を随時見直す。 (目標値の内訳)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>掲載内容</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月例無料相談会</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>出前無料相談会</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>出前講座</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>個別労働紛争処理制度周知月間</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>労働相談実績等</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>労働相談 Q&amp;A</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table>	掲載内容	件数	月例無料相談会	13	出前無料相談会	5	出前講座	3	個別労働紛争処理制度周知月間	1	労働相談実績等	2	労働相談 Q&A	1	計	25								
掲載内容	件数																									
月例無料相談会	13																									
出前無料相談会	5																									
出前講座	3																									
個別労働紛争処理制度周知月間	1																									
労働相談実績等	2																									
労働相談 Q&A	1																									
計	25																									
(3) 労働相談 Q&A の拡充	年 1 回	<p><b>労働委員会HP</b>内の労働相談Q&amp;Aを毎年度見直し、充実を図る。</p>																								

2 情報発信の拡充

事業名	目標	取組内容						
(1) マスメディアを活用した情報発信	年 42 回	<p><b>県広報媒体</b> (テレビ・ラジオ番組、いわてグラフ等)等を活用し、情報を発信する。 (目標値の内訳)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>回数</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テレビ</td> <td>6</td> <td>労使トラブル 月例無料相談会 出前無料相談会 フリーダイヤル</td> </tr> </tbody> </table>	区分	回数	内容	テレビ	6	労使トラブル 月例無料相談会 出前無料相談会 フリーダイヤル
区分	回数	内容						
テレビ	6	労使トラブル 月例無料相談会 出前無料相談会 フリーダイヤル						

		ラジオ	10	労使トラブル 月例無料相談会 出前無料相談会 フリーダイヤル 個別労働紛争処理制度周知月間										
		いわてグラフィ	2	労使トラブル フリーダイヤル										
		コンビニ	3	出前無料相談会										
		新聞	1	フリーダイヤル										
		ツイッター	20	労使トラブル 月例無料相談会 出前無料相談会 フリーダイヤル 個別労働紛争処理制度周知月間										
		計	42											
(2) 労働委員会独自の 方法による情報 発信	毎年度 予算の 範囲で 決定	マスメディアの活用以外にも、個別労働紛争周知月間を中心に、 <b>労働委員会独自で情報発信</b> を図る。 (例) バス車内広告等												
(3) 求人誌や広報誌 を活用した情報 発信	年12回	<b>求人情報誌</b> や各種団体の <b>広報誌</b> 、 <b>タウン誌</b> などに、労働委員会の相談会情報等の掲載を依頼する。 (例) Be-Job (毎月1日発行) など												
(4) 記者会見の活用	随時	社会的に重要又は影響が大きい事項の発表については、会長が記者クラブにおいて <b>記者会見</b> を行う。												
(5) 記者クラブへの プレスリリース	年7回	労働委員会の活動等について、 <b>プレスリリース</b> を行う。 (目標値の内訳)												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労働相談実績等</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>出前無料労働相談会</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>個別労働紛争処理制度周知月間</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>			区分	回数	労働相談実績等	2	出前無料労働相談会	4	個別労働紛争処理制度周知月間	1	計	7
区分	回数													
労働相談実績等	2													
出前無料労働相談会	4													
個別労働紛争処理制度周知月間	1													
計	7													
(6) 出前講座の実施	随時	労働者団体、経営者団体、学校等からの要請に応じ、 <b>委員又は職員が出向き</b> 、ワークルールの周知や事例紹介を行う。												
(7) 労使関係セミナー の開催	令和2 年度 (2020 年度)	中央労働委員会と共同で、労使関係者に労働委員会制度の認識を深めることを目的に、①労使関係者の関心の高いテーマの <b>基調講演</b> 、②労働委員会が取り扱った紛争解決事例等の <b>パネルディスカッション</b> 等を内容とする <b>セミナーを開催</b> する。												

### 3 労働相談の充実強化

事業名	目標	3か年の取組内容
(1) 労働相談専用フリーダイヤルの周知及び運用	通年	労働相談専用フリーダイヤルを継続して運用し、気軽に相談できる体制を継続するとともに、周知を図る。
(2) 関係機関と合同による無料労働相談会の実施	年1回	労働局等の関係機関と合同で、労働相談会を実施する（毎年10月）。
(3) 経営者を対象とした労働相談の強化（出前講座と併催）	年1回	経営者を対象とした出前講座に合わせ、労働相談会を実施する。
(4) 委員による月例無料労働相談会の実施	年12回	毎月、定例総会の前に、公労使委員各1名で労働相談会を開催する（1人45分以内。予約制）。
(5) 委員による出前無料労働相談会の実施及び相談しやすい相談会会場の検討	年3回 延べ 12地区	委員が地域に出向き、無料労働相談会を実施する（6月、10月、2～3月）。 あわせて、相談者が相談しやすい相談会場について検討する。 開催地区：盛岡地区、花巻（遠野）地区、奥州地区、北上地区、一関地区、大船渡地区、釜石地区、宮古地区、久慈地区、二戸地区

## II 委員及び職員の資質の向上を図るための取組

### 1 手続の見直し、簡素化等

事業名	目標	3か年の取組内容
(1) 個別あっせんの進め方の簡素化及び手続の改善	随時	当事者が利用しやすいように、個別あっせんの進め方の簡素化、手続の改善を図る。
(2) 不当労働行為の審査の目標期間の達成	通年	審査の迅速化のため、不当労働行為事件の審査を目標期間（団交拒否事件6か月、通常事件1年）内に行う。 ・第1回調査期日の早期の設定 30日以内 ・申立事実の早期の整理 できる限り第1回調査までに ・代理人不在の場合の対応 当事者への丁寧な説明と定型化 ・期日の複数回の一括設定 2～3回

(3) 不当労働行為事件における和解の手引きの作成	令和元年度 (2019年度)	和解手続を円滑に進め、円満な労使間の紛争解決を図るため、「 <b>和解の手引き</b> 」を作成する。
(4) 現地あっせん・夜間あっせんの実施	随時	当事者が遠隔地において希望する場合、 <b>現地に出向いてあっせん</b> を行うほか、当事者の都合によっては <b>夜間にあっせん</b> を行う。

## 2 委員及び職員の資質向上

事業名	目標	3か年の取組内容
(1) 三者研修		
ア ブロック総会、研修会議題勉強会	年2回	委員全員による <b>研修議題の勉強会</b> を実施し、委員及び職員の資質向上並びに情報共有を図る。 ・ブロック総会研修課題勉強会(4月) ・ブロック研修会研修課題勉強会(7・9・10月)
イ 審査・あっせん等終結事案研修会(振り返りシートの作成)	事件終結後	審査事件やあっせん <b>事件終結後に、委員全員で意見交換</b> を行い、情報共有やノウハウの蓄積を行う。
ウ 委員研修会	年2回	中央労働委員会委員や大学教授、労働局や裁判所の職員等を講師に招くほか、委員が講師となり、 <b>研修会</b> を行う(毎年度、委員の意向を踏まえ決定)。
エ 定例総会における労働相談の概要報告	年12回	<b>労働相談の概要を定例総会で報告</b> し、情報共有を図るとともに、今後の相談対応等の参考に資する。
オ 他委員会の審問見学	年1回	<b>他委員会の審問を見学</b> し、当委員会における審問手続の参考に資する。
(2) 委員派遣研修	派遣者数は年度ごとに決定	委員の資質向上のため、 <b>委員を各種研修に派遣</b> する。 ・公労使委員合同研修(中労委) ・公労使委員個別紛争専門研修(中労委) ・個別労働紛争解決研修基礎研修(全基連) ・個別労働紛争解決研修応用研修(全基連) ・労使関係セミナー 等

(3) 事務局職員派遣研修	派遣者数は年度ごとに決定	<p>職員の資質向上のため、職員を各種研修に派遣する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働委員会事務局職員中央研修(中労委)</li> <li>・労働委員会事務局職員専門研修(中労委)</li> <li>・個別紛争専門研修(中労委)</li> <li>・個別労働紛争解決研修基礎研修(全基連)</li> <li>・個別労働紛争解決研修応用研修(全基連)</li> <li>・労使関係セミナー</li> <li>・労働契約等解説セミナー 等</li> </ul>
(4) 事務局学習会、研究会	年各1	<p>○ <b>事務局学習会</b> (4月) 新任職員を念頭に、グループ全員で労働法の基本を学習する。</p> <p>○ <b>事務局研究会</b> (6月～) 労使紛争に関する裁判例や他委員会の命令等について、グループ全員で学習する。</p>
(5) 事務局職員研修	年6回	<p>局長及び課長が講師となり、業務課題や職員の育成に向けた講話を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・局長による講話 2</li> <li>・課長による講話 3</li> <li>・専門研修等報告 1</li> </ul>

### Ⅲ 関係機関との連携を強化するための取組

事業名	目標	3か年の取組内容
(1) 関係機関との合同による無料労働相談会(再掲)	年1回	労働局等の関係機関と合同で、労働相談会を実施する。(10月)(再掲)
(2) 知事部局や労働局主催の会議への参加	年4回	<p>知事部局が主催する会議(就業支援員連絡会議)や労働局が主催する「岩手労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会」への参加を通じ、相互の連携を密にし、紛争解決への支援・協力を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就業支援員担当者情報交換会 1</li> <li>・岩手労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会 1</li> <li>・岩手労働局との合同研修 1</li> <li>・広域振興局企画担当部(課)長会議 1</li> </ul>
(3) 岩手労働局と個別あっせんでの連携強化	随時	岩手労働局と連携し、それぞれの特色を生かした個別労使関係紛争への対応を図る。



## **第3次 岩手県労働委員会活性化計画の取組状況 (令和元～3年度)**

**令和2年12月31日現在**



第3次活性化計画（令和元年度～令和3年度）の取組状況について

(R2.12.31)

区分	取組内容		目標 (R1～3)	実績(計画)		
	令和元年度(実績)	令和2年度実績		令和3年度(計画)	R1 実績	R2 状況
<b>I 労働委員会の周知及び利用しやすい環境づくり</b>						
<b>1 わかりやすいホームページの作成</b>						
(1) 県HPトップページへのリンクによる労働委員会の役割の周知	<p>○県ホームページ(38)</p> <p>①月例無料労働相談会(25)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新着情報(13)</li> <li>・イベントカレンダー(12)</li> </ul> <p>②出前無料労働相談会(10)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新着情報(5)</li> <li>・イベントカレンダー(5)</li> </ul> <p>③出前講座(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新着情報(2)</li> </ul> <p>④個別労働紛争処理制度周知月間(1)</p>	<p>○県ホームページ(31)</p> <p>①月例無料労働相談会(21)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新着情報(10)</li> <li>・イベントカレンダー(11)</li> </ul> <p>②出前無料労働相談会(8)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新着情報(4)</li> <li>・イベントカレンダー(4)</li> </ul> <p>③出前講座(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新着情報(2)</li> </ul> <p>④個別労働紛争処理制度周知月間(1)</p>	<p>○県ホームページ(38)</p> <p>①月例無料労働相談会(25)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新着情報(13)</li> <li>・イベントカレンダー(12)</li> </ul> <p>②出前無料労働相談会(10)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新着情報(5)</li> <li>・イベントカレンダー(5)</li> </ul> <p>③出前講座(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新着情報(2)</li> </ul> <p>④個別労働紛争処理制度周知月間(1)</p>	38	21 (38)	(38)
(2) 内容の充実・強化	<p>○労働委員会ホームページ(25)</p> <p>①月例無料労働相談会(13)</p> <p>②出前無料労働相談会(5)</p> <p>③出前講座(3)</p> <p>④個別労働紛争処理制度周知月間(1)</p> <p>⑤労働相談実績等(2)</p> <p>⑥労働相談Q&amp;A(1)</p>	<p>○労働委員会ホームページ(19)</p> <p>①月例無料労働相談会(10)</p> <p>②出前無料労働相談会(4)</p> <p>③出前講座(2)</p> <p>④個別労働紛争処理制度周知月間(1)</p> <p>⑤労働相談実績等(2)</p> <p>⑥労働相談Q&amp;A(1)</p>	<p>○労働委員会ホームページ(25)</p> <p>①月例無料労働相談会(13)</p> <p>②出前無料労働相談会(5)</p> <p>③出前講座(3)</p> <p>④個別労働紛争処理制度周知月間(1)</p> <p>⑤労働相談実績等(2)</p> <p>⑥労働相談Q&amp;A(1)</p>	25	19 (25)	(25)
(3) 労働相談Q&Aの拡充	<p>○労働相談Q&amp;Aの拡充(1)</p> <p>(労働委員会ホームページ)</p>	<p>○労働相談Q&amp;Aの拡充(1)</p> <p>労働委員会ホームページ更新(7/16)</p>	<p>○労働相談Q&amp;Aの拡充(1)</p> <p>(労働委員会ホームページ)</p>	1	1 (1)	(1)
<b>2 情報発信の拡充</b>						
(1) マスメディアを活用した情報発信	<p>○県広報媒体(53)</p> <p>①テレビ(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月例無料労働相談会(2)</li> <li>・出前無料労働相談会(1)</li> </ul>	<p>○県広報媒体(51)</p> <p>①テレビ(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労使トラブル</li> <li>・月例無料労働相談会(1)</li> <li>・出前無料労働相談会</li> <li>・フリーダイヤル(1)</li> </ul>	<p>○県広報媒体(42)</p> <p>①テレビ(6)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労使トラブル</li> <li>・月例無料労働相談会</li> <li>・出前無料労働相談会</li> <li>・フリーダイヤル</li> </ul>	53	34 (42)	(42)



区分	取組内容			目標 (R1~3)	実績(計画)		
	令和元年度(実績)	令和2年度実績	令和3年度(計画)		R1 実績	R2 状況	R3 計画
(3) 求人誌や 広報誌を活用 した情報発信	<p>令和元年度(実績)</p> <p>○無料広告掲載(12) 岩手・青森・秋田求人情報「Be-Job フリー」(毎月1日発行)に広告掲載</p> <p>○相談会情報掲載(3) タウン誌(マシェリ、游悠)に相談 会情報掲載(5/28、7/23、8/2)</p>	<p>令和2年度実績</p> <p>目標達成 見込み</p> <p>○無料広告掲載(9) 岩手・青森・秋田求人情報 「Be-Job フリー」(毎月1日発行) に広告掲載</p> <p>○相談会情報掲載(1) タウン誌(游悠)に相談会情報掲載</p> <p>○「いわて経協」に記事掲載(3) 労働委員会制度紹介記事掲載(1) 出前無料労働相談会記事掲載(2)</p> <p>○記者会見(随時)</p>	<p>令和3年度(計画)</p> <p>○無料広告掲載(12) 岩手・青森・秋田求人情報 「Be-Job フリー」(毎月1日発行) に広告掲載</p> <p>○相談会情報掲載(随時) タウン誌(游悠)に相談会情報掲載</p>	12	9 (12)	(12)	
(4) 記者会見 の活用	<p>○記者会見 実施せず(案件なし)</p>	<p>○記者会見(随時)</p>	<p>○記者会見(随時)</p>	0	0	随 時	
(5) 記者クラ ブへのプレス リリース	<p>○記者クラブへの投げ込み(7) ・労働相談の実績(2) (5/8、10/30)</p> <p>・出前無料労働相談会(4) (6/12、8/1、10/2、2/19)</p> <p>・個別紛争処理制度周知月間(1) (10/2)</p>	<p>○記者クラブへの投げ込み(6) ・労働相談の実績(2) 5/11、11/5</p> <p>・出前無料労働相談会(3) 6/5、7/7、10/1</p> <p>・個別紛争処理制度周知月間(1) 10/1</p>	<p>記者クラブへの投げ込み(7) ・労働相談の実績等(2)</p> <p>・出前無料労働相談会(4)</p> <p>・個別紛争処理制度周知月間(1)</p>	7	6 (7)	(7)	
(6) 出前講座 の実施	<p>○出前講座の実施(8)</p> <p>①岩手労働局(6/19)</p> <p>②県内企業等(10/11)</p> <p>③経営者協会(11/8)</p> <p>④大迫高校(11/27)</p> <p>⑤県立大学(12/6)</p> <p>⑥県立大学(12/18)</p> <p>⑦県内企業等(12/23)</p> <p>⑧岩手大学(1/8)</p>	<p>○出前講座の実施(5)</p> <p>①県立大学(10/8)</p> <p>②大迫高校(11/25)</p> <p>③一関工業高校(12/9)</p> <p>④県立大学(12/16)</p> <p>⑤経営者協会(12/18)</p> <p>【予定】</p> <p>⑥岩手大学(1/6)</p> <p>⑦一関工業高校(2/17)</p>	<p>○出前講座の実施(随時) 労働者団体、経営者団体、学校等 からの要請に応じて実施。</p>	8	5 (2)	随 時	
(7) 労使関係 セミナーの開催	<p>開催に向けた準備</p> <p>・10/1 青森県の対応視察</p>	<p>・9/14 <u>アイーナ</u>で開催 →<u>中止</u>(新型コロナウイルスの影響)</p>	<p>新型コロナウイルスの影響により 中止</p>	準備	中止	—	
3 労働相談の充実強化							

区分	取組内容			目標 (R1～3)	実績(計画)		
	令和元年度(実績)	令和2年度実績	令和3年度(計画)		R1 実績	R2 状況	R3 計画
(1) 労働相談専用フリーダイヤルの周知 ダイヤルの周知及び運用 (2) 関係機関と合同による 無料労働相談会の実施 (3) 経営者を対象とした労働相談の強化 (出前講座と併催) (4) 委員による月例無料労働相談会の実施 (5) 委員による出前無料労働相談会の実施及び相談しやすい相談会場の検討	令和元年度(実績) ○労働相談専用フリーダイヤルの運用 平日 8:30～17:15 専用のフリーダイヤルを運用し、気軽に相談できる体制を継続する。 ○関係機関との合同労働相談会(1) 岩手労働局等と合同で実施。 10月6日 アイーナ	令和2年度実績 ○労働相談専用フリーダイヤルの運用 平日 8:30～17:15 専用のフリーダイヤルを運用し、気軽に相談できる体制を継続する。 ○関係機関との合同労働相談会(1) 岩手労働局等と合同で実施。 10月4日 アイーナ	令和3年度(計画) ○労働相談専用フリーダイヤルの運用 平日 8:30～17:15 専用のフリーダイヤルを運用し、気軽に相談できる体制を継続する。 ○関係機関との合同労働相談会(1) 岩手労働局等と合同で実施。 (10月)	通年	通年	通年	
	○経営者を対象とした労働相談会(1) 経営者協会出前講座(11/8)	○経営者を対象とした労働相談会(1) 経営者協会出前講座(12/18)	○経営者を対象とした労働相談会(1) 経営者協会出前講座(12/18)	○経営者を対象とした労働相談会(1) 使用者を対象とした出前講座に併せて労働相談会を実施。	1	1	1
	○月例無料労働相談会の実施(12) 月1回、原則、第4金曜日 (定例総会実施日)に実施。 相談実績 4件 (8/23-1件、9/27-1件、10/28-1件、3/27-1件)	○月例無料労働相談会の実施(9) 月1回、原則、第4金曜日 (定例総会実施日)に実施。 相談実績 1件 (6/26-1件、10/30-1件)	○月例無料労働相談会の実施(12) 月1回、原則、第4金曜日 (定例総会実施日)に実施。	○月例無料労働相談会の実施(12) 月1回、原則、第4金曜日 (定例総会実施日)に実施。	12	9 (12)	12
	○出前無料労働相談会(12) ① 6/16(日)北上市 ② 6/23(日)釜石市、二戸市 ③ 6/30(日)奥州市、大船渡市 ④ 10/6(日)盛岡市 ⑤ 10/12(土)遠野市、宮古市 ⑥ 11/10(日)一関市、久慈市 ⑦ 2/22(土)盛岡市 ⑧ 3/1(日)久慈市	○出前無料労働相談会(10) ① 6/14(日)北上市 ② 6/21(日)釜石市、二戸市 ③ 6/28(日)奥州市、大船渡市 ④ 10/4(日)盛岡市 ⑤ 10/31(土)遠野市、宮古市 ⑥ 11/8(日)一関市、久慈市 ----- 《予定：⑦、⑧》 ⑦ 2/20(土)盛岡市 ⑧ 3/7(日)奥州市	○出前無料労働相談会(12) ・6月 5地区 ・10～11月 5地区 ・2～3月 2地区	○出前無料労働相談会(12) ・6月 5地区 ・10～11月 5地区 ・2～3月 2地区	年3回	2 (3)	3
	○平日開催(試行)(1) ・8/7(木)盛岡市	○平日開催(試行)(1) ・7/17(金)矢巾町(相談実績2件)	○平日開催(試行)(1) ・8月又は11月 1地区	○平日開催(試行)(1) ・8月又は11月 1地区	1	1	1

区分	取組内容			目標 (R1~3)	実績(計画)		
	令和元年度(実績)	令和2年度実績	令和3年度(計画)		R1 実績	R2 状況	R3 計画
<b>II 委員及び職員の資質の向上を図るための取組</b>							
<b>1 手続の見直し、簡素化等</b>							
(1) 個別あつせんへの進め方の簡素化及び手続の改善	<p>○令和元年(個)第1号あつせん事件 ・あつせん開始 10/17 ・あつせん終結(解決) 4/8</p> <p>○令和元年(個)第2号あつせん事件 ・あつせん開始 10/3 ・あつせん終結(解決) 11/18</p>	<p>○令和2年(個)第1号あつせん事件 ・あつせん開始 5/13 ・あつせん終結(解決) 6/23</p> <p>○令和2年(個)第2号あつせん事件 ・あつせん開始 9/9 ・あつせん終結(解決) 10/2</p>	<p>目標達成 見込み</p>	<p>随時</p>	2	2	随時
(2) 不当労働行為の審査の目標期間の達成	<p>○国交拒否事件 目標 6か月 実績なし</p> <p>○通常事件 目標 1年 実績なし</p>	<p>○国交拒否事件 目標 6か月</p> <p>○通常事件 目標 1年</p>	<p>(実績なし)</p>	<p>○国交拒否事件 目標 6か月</p> <p>○通常事件 目標 1年</p>	0	0	随時
(3) 不当労働行為事件における和解の手引きの作成	<p>国の作成動向を注視することを決定</p>	<p>国の作成動向を注視</p>		<p>※国の動向を見て作成を検討</p>	方針決定	国の動向注視	国の動向注視
(4) 現地あつせん・夜間あつせんの実施	<p>○現地あつせん等(1) ・現地あつせん(1) ・夜間あつせん(0)</p>	<p>○現地あつせん等(0) ・現地あつせん(0) ・夜間あつせん(0)</p>	<p>(未実施) ※要望に応じて実施。</p>	<p>○現地あつせん等(随時) ・現地あつせん ・夜間あつせん</p>	1	0	随時
<b>2 委員及び職員の資質向上</b>							
<b>(1) 三者研修</b>							
ア プロブック総会、研修会議題勉強会	<p>①プロブック総会勉強会 (1) (4/26)</p> <p>②プロブック研修会勉強会 (1) (9/27)</p>	<p>①プロブック総会勉強会 (1) (4/27)</p> <p>②プロブック研修会勉強会 (1) (9/28)</p> <p>※①、②とも「書面開催」</p>	<p>新型コロナウイルスの影響により書面開催</p>	<p>①プロブック総会勉強会 (1)</p> <p>②プロブック研修会勉強会 (1)</p>	2	2 (2)	2
イ 審査・あつせん等最終事案研修会(振り返りシートの実作)	<p>○審査・あつせん等最終事案研修会(4)</p> <p>・平成30年(調)第1号事件(7/26)</p> <p>・平成31年(調)第1号事件(8/23)</p> <p>・令和元年(調)第2号事件(10/28)</p> <p>・令和元年(個)第2号事件(12/20)</p>	<p>○審査・あつせん等最終事案研修会(2)</p> <p>・令和元年(個)第1号事件(6/26)</p> <p>・令和2年(個)第1号事件(7/27)</p> <p>・令和2年(個)第2号事件(10/30)</p>	<p>目標達成 見込み</p>	<p>○審査・あつせん等最終事案研修会 (事件最終後)</p>	4	3	事件最終後

区分	取組内容			目標 (R1～3)	実績(計画)		
	令和元年度(実績)	令和2年度実績	令和3年度(計画)		R1 実績	R2 状況	R3 計画
ウ 委員研修会	令和元年度(実績) ○外部講師、委員等による講話(2) ①7/26(講師:盛岡地裁 判事) 「労働審判における諸制度、諸手続及び最近の傾向について」 ②11/22(講師:中労委事務局職員) 「働き方改革(同一労働同一賃金)への対応」	令和2年度実績 ○外部講師、委員等による講話(1) ①9/14 労使関係セミナー(1) →中止(新型コロナウイルスの影響) ②1/22(講師:中労委地方調整委員) 「同一労働同一賃金に関する最近の裁判例について」	令和3年度(計画) ○外部講師、委員等による講話(2) ①:新型コロナウイルスの影響により中止 ②:目標達成	2	1 (2)	(2)	
	エ 定例総会における労働相談の概要報告	○労働相談の概要に係る定例総会での報告(12) 労働相談専用フリーダイヤル等に寄せられた労働相談の事例等の概要を定例総会で報告。	○労働相談の概要に係る定例総会での報告(9) 労働相談専用フリーダイヤル等に寄せられた労働相談の事例等の概要を定例総会で報告。	○労働相談の概要に係る定例総会での報告(12) 労働相談専用フリーダイヤル等に寄せられた労働相談の事例等の概要を定例総会で報告。	12	9 (12)	(12)
オ 他委員会の審問見学	○他県の審問見学(1) 10/18 東京都(委員2、職員3)	○他県の審問見学(0) 11月予定 →中止の見込み (新型コロナウイルスの影響)	○他県の審問見学(1) (実施不可) ※受け入れ態勢整わず	1	0 (1)	(1)	
(2) 委員派遣研修	○委員派遣研修等(14) ①公労使委員合同研修(5) (9/5～6 東京都) ②公労使委員個別紛争専門研修(2) (12/2～3 東京都) ③個別労働紛争解決研修基礎研修(1) (12/12～14 神奈川県) ④個別労働紛争解決研修応用研修(3) (10/25～26 東京都、 11/15～16 東京都、 12/3～4 東京都) ⑤労使関係セミナー(3) (10/1 青森県)	○委員派遣研修等(5) ①公労使委員合同研修(0) ②公労使委員個別紛争専門研修(3) (12/3 東京都・WEB) ③個別労働紛争解決研修基礎研修(0) ④個別労働紛争解決研修応用研修(2) (11/6～7 仙台市 1人予定) (11/12～13 東京都 1人予定) (12/4～5 東京都 1人予定) ⑤労使関係セミナー(9/14盛岡市) →中止(新型コロナウイルスの影響)	○委員派遣研修等(8) ①公労使委員合同研修(4) ②公労使委員個別紛争専門研修(0) ③個別労働紛争解決研修基礎研修(4) ④個別労働紛争解決研修応用研修(0)	14	5 (7)	(8)	

区分	取組内容			目標 (R1~3)	実績(計画)		
	令和元年度(実績)	令和2年度実績	令和3年度(計画)		R1 実績	R2 状況	R3 計画
(3) 事務局職員派遣研修	<b>○事務局職員派遣研修(6)</b> ①労働委員会事務局職員中央研修(0) ②労働委員会事務局職員専門研修(0) ③個別紛争専門研修(1) (7/1~3 東京都) ④個別労働紛争解決研修基礎研修(3) 9/5~7 東京都、 10/17~19 埼玉県、 1/16~18 東京都 ⑤個別労働紛争解決研修応用研修(0) ⑥労使関係セミナー(2) (10/1 青森市)	<b>○事務局職員派遣研修(2)</b> ①労働委員会事務局職員中央研修(2) →DVD視聴 ②労働委員会事務局職員専門研修 →中止(新型コロナウイルスの影響) ③個別紛争専門研修(0) ④個別労働紛争解決研修基礎研修(0) ⑤個別労働紛争解決研修応用研修(0) ⑥労使関係セミナー(9/14-盛岡市)→ → <b>中止</b> (新型コロナウイルスの影響)	新型コロナウイルスの影響により未達成見込み <b>○事務局職員派遣研修</b> ①労働委員会事務局職員中央研修 ②労働委員会事務局職員専門研修 ③個別紛争専門研修 ④個別労働紛争解決研修基礎研修 ⑤個別労働紛争解決研修応用研修	派遣者数は年度ごとに決定	6	2	
(4) 事務局学習会、研究会	<b>○事務局研究会(11)</b> ・労働法勉強会(8) (4/8~4/17) ・事例研究会(3) (8/19、9/9、9/10)	<b>○事務局研究会(9)</b> ・労働法勉強会(3) (4/28、5/27、6/15) ・事例研究会(6) (4/14、9/10、9/15、 10/15、11/16、12/15) [予定1:1/15]	<b>○事務局研究会(各1)</b> ・労働法勉強会 ・事例研究会	各年1回	11	6 (10)	各1
(5) 事務局職員研修	<b>○事務局職員研修(6)</b> ①局長による講話(2) (7/29、10/29) ②課長による講話(3) (6/24、8/26、12/23) ③専門研修等報告研修(1) (2/13)	<b>○事務局職員研修(6)</b> ①局長による講話(2) (7/28、10/26) ③ 課長による講話(3) (6/29、8/24、12/21) ④ 専門研修等報告研修(1) (11/30)	<b>○事務局職員研修(6)</b> ①局長による講話(2) ②課長による講話(3) ③専門研修等報告研修(1)	年6回	6	6	(6)

※出納局職員による会計事務研修  
(人事委員会事務局と合同開催)

区分	取組内容			目標 (R1~3)	実績(計画)		
	令和元年度(実績)	令和2年度実績	令和3年度(計画)		R1 実績	R2 状況	R3 計画
<b>Ⅲ 関係機関との連携を強化するための取組</b>							
(1) 関係機関との合同による無料労働相談会(再掲)	○関係機関との合同労働相談会(1) 岩手労働局等と合同で実施 (10/6 アイーナ) (再掲)	○関係機関との合同労働相談会(1) 岩手労働局等と合同で実施 (10月4日アイーナ) (再掲)	目標達成	年1回	1	1	(1)
(2) 知事部局や労働局主催の会議への参加	○会議への参加(4) ①就業支援及び人材育成・定着支援担当者情報交換会(1)(5/9) 労働相談マニュアル、無料労働相談会、フリーダイヤルを周知 ②岩手労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会(1)(6/25) ③岩手労働局主催総合労働相談会議及び研修(1)(6/19) ④岩手労働局主催説明会(1) ・働き方改革関連法説明会(9/30)	○会議への参加(2) ①就業支援及び人材育成・定着支援担当者情報交換会(1) ※資料のみ ②岩手労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会(1) ※資料のみ ③岩手労働局主催総合労働相談会議及び研修(0) → 中止 ④岩手労働局主催説明会(0) ・働き方改革関連法説明会	新型コロナウイルスの影響により未達成見込み	年4回	4	2 (3)	(4)
(3) 岩手労働局と個別あつせんでの連携強化	○岩手労働局との連携強化(随時)	○岩手労働局との連携強化(随時)		随時	随時	随時	随時







---

岩 手 県 労 働 委 員 会 年 報  
(令和2年版)

令和3年3月発行

編 集 ・ 発 行 岩 手 県 労 働 委 員 会 事 務 局

(〒020-0021) 盛岡市中央通1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル3階

TEL 019 (629) 6271・6275 (総務担当)

019 (629) 6276・6277 (審査・調整担当)

FAX 019 (629) 6274

ホームページ <https://www.pref.iwate.jp/iinkai/roudou/index.html>

---